### 資 料 編

新たな原子力規制体制の構築 (新規制基準の施行まで)

#### (1) 経過

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東京電力(株)福島第一原子力発 **電所は被災し、炉心溶融(メルトダウン)と水素爆発を伴う過酷事故(シビアアクシデント)によ** って、避難等の措置を講じた地域の範囲がEPZの範囲を超えるなど、極めて重大で広範囲に影響 を及ぼす大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出などの原子力事故(\*1)を引き起こした。

当時、福島第一原発発電所から半径 20km 圏内の地域は、国が警戒区域として原則として立入り 11万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。 放出された 放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含め た多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらす とともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている が禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどして、これまでに、

- (※1) 国際原子力事象評価尺度 (INES) では、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じレベル7 (深刻な事故) とされる。
- (※2) 政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等 に関する政策提
- ・福島第一原子力発電所事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府も当事者で 政)の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在 あった点からも、事業者である東京電力や政府とは独立した主体による、客観的かつ多面的 な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員 会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府(行 していることが明らかになった。

これらの具体的な問題を着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計 画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

### ○5つの事故調査委員会の概要

	国会事故調	政府事故調	民間事故調	東京電力(株)	第二民間事故調
各	東京電力福島原 子力発電所事故 調査委員会	東京電力福島原 子力発電所 こおける事故調査・ ける事故調査・ 検証委員会	福島原発事故独 立検証委員会	福島原子力事故調查委員会	福島原発事故10 年検証委員会
委員長 (座長)	黒川清 (元日本学術会議 会長)	/加村洋太郎 (東京大学名誉教 授)	北澤宏一 (前科学技術振興 機構理事長)	山崎雅男 (東京電力代表取 締役副社長(当 時))	鈴木一人 (東京大学公共政 策大学院教授)
調查方針	事故及び事故に よる教書の詞 い、事故な店、 所子力政策の調 益務語と、それ らを踏まえての 提言を行う	事故及び事故に よる被害の原因 か発明と被害の 加大坊比及び同 種事故の再発防 比等の政策提言 を行う	真実(truth)独立 (independence)、 世界(unanity)を モットーとし て、政府と真電 の責任を検証す る	事故原因を発明 し、原子力発電 所の安全性 向 上に寄与するた ひ、必要するた を提案する	財産の原子力放企の原子力放企の方子がインス、自動の方機管理、実動的核の心臓等性、大力の心臓を関係の心臓をでいません。カーバーンコン等、各事故語を表面が、各事権を行う。一次、一次、一次、一般を関係がある。
提言と課題	(7 つの提言) ①規制当局に対す る国会の監視 ②政府の危機管理 体制の見直し	(7 項目の提言) ①安全対策・防災 対策の基本が視 点 の原発の安全対策	<ul><li>・独立性と専門性 のある安全規制 機関、米国の連 邦緊急事態 管理 庁 (FBM) に匹敵</li></ul>	独立性と専門性 (課題) のある安全規制 (設備面) 幾期、米国の連 徹底した津波対 頻繁急事態 管理 策、電源喪失を 前 庁 (FBM) に匹敵,提とした炉心損傷	<ul><li>①「規制の虜」という国会事故調の指摘から、規制のあり方を「宿題型規制に変えたが、</li></ul>

	③被災住民に対す	③原子力災害に対	するような過酷	防止機能の確保、	「効果型規制」を
	る製作の対応	応する態勢	な災害・事故に	炉心損傷後の影響	より重視すべき
	④電気事業者の監	④被害の防止・軽	対する本格的実	緩和策等	②原子力事業の抱え
	視(含む国会に	減海	行部隊、首相に	(運用面)	る「国策民営」と
	よる監視	5国際的調和	適切な助言 を行	①緊急時対応能勢	いう形態から抜け
	⑤新しい規制組織	⑥関係機関の在り	う独立した科学	の確立	出していないリス
	の要件	十	技術評価機関	②事故情報の伝	クの改善
	⑥原子力法規制の	⑦浴浴売的な原因解	(機能)の創設	達・共有手段の	③重大事故に備える
	見し	明・被害の全容	等が必要	改善、迅速から	に不可欠な確率論
	⑦独立調查委員会	調査の実施		正確な情報公開	的評価手法が未導
	の活用			③資機材輸送に関	
				する取り決め	(4)電力会社の手に負
				④放射線管理教育	えない重大事故が
				の強化、内部被	発生した時に備
				ばく評価方法の	え、実動組織との
				整備等	連携計画、訓練等
				(国等に対して)	極めて危険な任務
				○ 単 お た ど の 外 代	や淡かする腎の
				事象の基準第字	「この国のかか
				トグン 田ブー 人味村	れーが音ぞんトプ
				の研権	はいいのでは、
				の国が写有イン単	r
				の国が、不正から年一年の大川一本の大川一本の大川田	
				· ·	
報告書提出	平成24年7月5日	平成24年7月23日	平成24年2月27日	平成24年6月20日	令和3年2月19日

### (出典)各報告書から抽出

## 〇国の原子力対策の見直しと本県の対応

#### 【平成23年】

- ・7月11日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性 の確認について(ストレステストを参考にした安全評価の導入等)」をとりまとめる。
- を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評 価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、 ⇒ 安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度
  - 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定 更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認する。 •8月15日
- → 原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とそ の機能向上を図るための改革を進める。
- ・11 月17日 原子力安全委員会で「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関す る考え方」が示され、「UPZ半径 30 キロ」が了承される。

<旧 EPZを見直し、UPZとして半径 30km に拡大した経過>

- ・11月 1日 原子力安全委員会専門部会防災指針検討ワーキンググループ会議とりまとめ
- ・11月11日 原子力安全委員会専門部会 (原子力施設等防災専門部会) とりまとめ
- ・11月17日 専門部会から原子力安全委員会(本委員会)に報告され、了承される
- ☆「防災対策を重点的に充実すべき地域(EPZ)」を、IAEAに合わせ「緊急防護措置区域 ☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防防護措置区域(PAZ)」を新設(概ね5 km圏) (UPZ)」と改める。 (概ね 30km圏)
  - ・12月25日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結 (EPZ外で初)

- → 原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイド ・1月 23 日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催 [環境省主催]
  - ・2月17日 地域防災計画(原子力災害対策編)策定に関する県内市町村説明会 ラインの概要等(内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室説明)

※講師:内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官

会場:西部総合事務所会議室

鳥取県と島根県の原子力防災担当課が事前協議〔鳥取県庁〕 Ш 3月12

※議題:原子力防災計画・避難計画の策定等

口第 4条の2 国は、大規模な自然災害及びテロリズム等による原子力災害の発生も 原子力災害対策特別措置法及び同法施行令 改正 Ш 6月17

想定し、万全の措置を講ずる責務を有する。

原子力規制委員会において原子力災害対策指針を定める。 □第 6条の2

原子力事業者にシビアアクシデントを想定した防災訓練の実施と報告 を求め、必要な場合は改善その他必要な措置を命ずる。 □第13条の2

□第23条の2 原子力緊急事態解除宣言後も合同対策協議会を存続し、原子力災害事 後対策について相互に協力する等を明記。

「原子力規制委員会設置法案」が参議院本会議において可決され成立 • 6月20日

災害対策基本法の改正 Ш 27 19・

実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在 り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の 法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ず □第2条 政府は、教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の

原子力規制委員会設置法案 公布

Ш

<u>[</u>[[]

→国家行政組織法に基づく3条委員会(環境省外局、事務局は原子力規制庁)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)の改正 ш 10

→電気事業法の原子力発電所に対する安全規制を、原子炉等規制法に一元化 [40 年運転制限制] 等の導入 「バックフィット制度」

原子力災害対策特別措置法の改正 恒・

→原子力災害対策指針の法定化等

防災基本計画(原子力災害対策編)を中央防災会議で決定 .9月6日

→原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化

原子力規制委員会設置法 施行 (原子力規制委員会 発足) 19 H 百6. →原子力安全・保安院、原子力安全委員会は同年9月18日をもって廃止

原子力災害対策特別措置法改正 ・9月19日 →法律施行から6ヶ月が自治体地域防災計画の修正期限(平成25年3月18日まで

(根拠:原災法第28条及び災害対策基本法第40条))

→鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)に盛り込むことで、本県は関係周辺都道 府県、米子・境港両市は関係周辺市町村に位置づけられる。 ※本県においては、既に平成13年12月27日に県防災計画「原子力対策編(人形峠霥境技術 センター編、島根原子力発電所編)の基本案決定。

平成14年4月16日付けで内閣総理大臣から基本案の承認通知

県と米子・境港両市の原子力防災関係課(総務・衛生・観光・福祉等)の打合会(県主催) →「県避難計画」作成に関する意見交換(原子力安全対策 PT 会議各 WG 単位) 月4日 • 10

公場:米子コンベンツョンセンター

原子力規制委員会が拡散シミュレーション公表 Ш 24 Щ • 10 ※試算誤りにより、平成24年12月13日最終版公表

※旧原子力安全委員会が策定していた防災指針を見直し法定化UPZ(緊急時防護措 原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正原災法第6条の2に基づき、決定(法定化) 置準備区域:30km)等の定義化を実施 ш · 10 月 31

第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議で地域防災計画(原子力災害対策編)の **防護措置、緊急時モニタリング体制・緊急被ばく医療体制等の整備等** Ш 10 ·12 月

全面修正内容を確認 参用のポイント

□県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、 原子力災害対策指針を踏まえた地域防災計画の全面修正を実施

立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等 ☆法令による新たな権限の追記

☆島根県との連携

情報連絡、UPZの線引き\*、モニタリング、OFCへの参加等

米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。なお半径30kmの安 ※UPZの範囲は、原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に 全側に設定することとし、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とす

#### 【平成25年】

原子力災害対策指針に安定ョウ素剤の予防服用についてを明記 ш 27 •2月 安定ョウ素剤の予防服用の体制について明確化 →PAZ 内住民への事前配布等、

鳥取県防災会議(地域防災計画(原子力災害対策編)の策定期限) Ш 18 3 円 →鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の全面修正を決定

(平成25年1月11日~平成25年2月7日:パブリックコメント)

(平成25年4月11日~平成25年5月10日:パブリックコメント) 原子力規制委員会が新規制基準の骨子を取りまとめ ш ಣ

4 月

原子力災害対策指針改正において、安定ョウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断 2 E 6 Д

し、原子力災害対策本部が指示することとする等、配布・服用方法を具体化 原子力規制委員会が実用発電用原子炉に係る新規制基準を決定 •6月19日

新規制基準公布 • 6月28日

新規制基準施行 .7月8日

新規制基準は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏ま

え、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対しても遡及適用(バックフィット) させることに加え、②基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合にいても、炉心損傷、格納容器の破損、放射性

物質の拡散等が生じないための対策を講じることを要求。

された機能 (設備・手順) は全て、平成25年7月8日の新規制基準の施行段 階で要求するとともに、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設につい では、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事 計画認可の日から 5 年後までに適合することを要求。 なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて必要。

[主な法律等(抜粋)

・力規制委員会(平成24年9月設置)が、改正原災法第6条の2に基 原子力災害対策指針を策定(平成24年10月31日)。 → 原子力規制委員会(平成24年9月設置)が、

(参考) 原子力災害対策特別措置法(抜粋)

災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関を出力公共では、 機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び 原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための原子力災害対策 第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防

原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項 原子力災害対策の実施体制に関する事項 指針を定めなければならない S

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

UPZは原発から概 IAEAの国際基準を参考に原子力災害対策指針では、UPZな5~30km圏(PAZは原発から概ね5km圏)とすること等を定める。

(抜粋)

(3) 原子力災害対策重点区域 第2 原子力災害事前対策

②原子力災害対策重点区域の範囲

( i ) 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5~30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安と Planning Zone) UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、 先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。 (ロ) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action

③原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点 地方公共団体は、各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、 上記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要 がある。その際、迅速かつ実効性のある防護指置が実施できる区域を設定する ため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPA 2 及びUP Z の数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有 の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要 である。 UP Z に包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定される ため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の 道府県間の調整等を行うことが必要である。

#### 資料2 資料編

中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度~令和4年度)

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27 「島根原子力発電所異常時等 の鳥取県への連絡について (H11年12月27日付広原第9 号)」により、鳥取県への異常 時等の連絡体制を開始→鳥取 県から米子市、境港市へ情報 提供	OH11.10.5 JC0事故を受け、鳥取県議会議 是名で、①安全管理・防災対策 の充実、②島根県と同時に鳥取 県へも連絡、鳥取県、市町村と 対策マニュアルを協議につい て、中国電力へ申し入れ	▶H11.10.12 茨城県東海本村 の核然終却山工 会社 JC0 東海 「臨界秩爆事 政」を受けび 災体制の強 代、情報氏 一部、安全的 一部、大地の第 一部、大力の では、大力の でした。 でした	
H13	■H13.6.12 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について (H13年6月12日付)」 一原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時にも連絡することに変更 ■H13.11.26 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について (H13年11月26日付)」	<ul><li>○地域防災計画 原子力災害対策 (島根原子力発電所編)を策定</li></ul>		
H17			<ul> <li>►H17.11.2 島根原子力発 電所における プルサーマル 計画、3号機 の建設計画を 受け米子市と の安全協定締 結について申 し入れ</li> </ul>	◆H17.11.28 2号機プルサーマル導入計画、 3号機設置予 定を受け、安 全協定の締結 について申し 入れ
H18			▲地域防災計 画(島根原子 力発電所編) を策定	
H19		○H19. 6. 22、7.9 中電との防災計画等の見直しに 係る事前協議 ○H19. 8. 31 本協議 通報連絡体制・基準、2号機ブル サーッ計画、3 号機建設等につい で ○H19. 11. 14 本協議 県から中電への要望①原災法 10	►H19.10.17 新潟県中越沖 地震における 枯崎刈羽原子 力発電所にお ける災害発生 を受け安全協 定締結につい て申し入れ	◆地域防災計画(原子力災害対策編)を 策定 ◆H19.9.20 中越沖地震に より枯崎刈羽 原子力発電所

け、安全協定の締結について申し入れ			◆H22.4.1 点検不備を受 け、安全管理 体制の徹底に ついて、中国 電力へ申し入 れ やH22.12.1 保守管理等の 不 不 不 のいて、本国 電力へ申し入 れ 不 不 のいて、本国 電力へ中 を のいて、中国 で のいて、中国 電力へ中 のいて、中国 で のいて、中国 電力へ中 のいて、中国 で のいて、中国 で のいて、中国 で のいて、中国 で のいて、中国 で のいて、中国 を が が が が が が が が が が が が が
			▲H22.9.1 島根原発の点 検不備を受け する売用民に対 する売用民に対 アッの発明の アッの名を アックの名
条事象 未満のトラブル事象の情報提供、②2 号機プル サーマル導入に件うEPZ の見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連察を利力た各種的な活動の実施等変を入れた各種的な活動の再門家を入れた各種的な活動の活動を開始を開発をしてのより。3.7 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(平成 20 年 3 月 7 日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼		OH22.3.31 島根原発点検不備について、原 因分析・安全対策の確立・情報 公開等について申し入れ	○H22.4.30 点検不備に係る中間報告を受けて、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告 について申し入れ OH22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告を予備報の確立、開報の報告と十分な情報の開送のH22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取鳥側での説明会の開催を検討するよう防災整から口頭申入れるように移りにある情報の開展が開と見れたのH22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取鳥根ので説明会の説明会の説明会の開催を検討するような影響を持ずる。自根原発の点検不備に係る鳥取鳥根原をの説明会の開催を検討するようちが緩から口頭申入れるようちが緩から口頭申入れるよう場が電から日頭申入れりに21。
	■H20.5.16 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付島支広11号)」→島取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路路。等の機敞情報を除く)が開始。 一島取県から米子市、境港市へ情報提供 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環工第1号」一放射能		■H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を 回に提出するとともに、県等 へ報告 面に提出するとともに、県等 へ報告 国に提出するとともに、県等 へ報告 ■H22.10.21 島根原発2号機運転再開につ いて島根県等に報告するとと もに国へ届出と、鳥取県等へ 説明 ■H23.3.17、24 島根原発の津波対策について 公表
	Н20	H21	H22

		安心できる原発運営、取り組み 状況等の報告及び情報公開等に ついて申し入れ GDR3.314 協島第一原発事故を受けて、事 故原因等を踏まえた点検等の実 施と安全確保対策の実施に つ いて申し入れ	締結について 申し入れ 福島第一原発 での事故を受け、プルサー マル計画画を含 の耐震性・好 の耐震性・な 会性について 検証と結果の 公表、安全筋	安全体制及び 安全協定締結 について申し 入わ
H23	■H23 4.13 島根原発の津波対策について 公表 ■H23 4.22 島根原発における緊急安全対 策の実施状況を国に報告 ■H23.5.16 島根原発の外部電源の信頼性 の確保に係る評価及び対策の 実施状況を国に報告 品根原発におけるい。 国相別3.6.14 島根原発におけるが、アアルデット への対応に関する措置状況に	OH23 4.8 関西広域連合からとして、原発 の一層の安全確保対策、原子力 災害対策のための体制整備、自 組みについて緊急申し入れ OH23.5.27 知事から中国電力社長~4項目 (安全対策、監視体制強化、安 全協定の締結、国への PPZ の拡 大要望) について申し入れ 上級監りについて申し入れ と協定の締結、国への PPZ の 立 大要望) について申し入れ と協定の結合の一員として知事から申入れ	定締結について申し入れ	◆H23.5.9 東日本大震災 を受け、安全 筋定締結につ いて、中国電 カヘ申し入わ
	■H23.7.5 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会 本県へ情報提供]※月1回協定締結に向けた協議を実施		[合意事項:島根原発本部から直接	本部から直接
	■H73 II # # # # # # # # # # # # # # # # # #	MAIA TAN A DAME CAN		
	する事前了解」は回答保留、 「立入調査」は現地確認(本	OH23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議		

◆H23.11.30 経済厚生委員 会勉強会 今H23.12.5 経済厚生委員 会協議会 会H23.12.14 小23.12.14 市議会本会議 全議員が費否 に係る意見を		<b>及び運営要綱 締結</b> 向けての協議は、常 知らせするとともに、 その都度説明をして		
▲H23.12.1 市議会全員協 議会全員協 本H23.12.12 市議会全員協 時等会全員協 等中により賛 株子により賛 成を「確認」		関する協定及び運営要綱 締結 と協定締結に向けての協議は、 て県民にお知らせするとともに と対しても、その都度説明をして		
県等からの意見と誠実な対応 OH23.11.28 を追加)等をお願いする] 県議会全員協議会「島根原子力 第1.25 第5回島根原子力発電所に係。との協定について」 会 (発電所の増設計画等に対 との協定について」 会 (発電所の増設計画等に対 との協定について」 会 (発電所の増設計画等に対 との協定について」 会主をお願いする。]	OH23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議 OH23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力 発電所に係る中国電力株式会社 との始電について	日 島根原子力発電所に係る島取県民の安全確保等に7日の中国電力山下社長(当時)への申入れで開始した月の一般の一般ので実施し、報道機関等を通じ容等は県田でも情報公開してきた。住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)	協定等の運用開始	○ OH24.11.1 和事から1-11.1 和事から1-11.1 和事から1-11.1 和事からの安全協定への改定について申入かのH24.11.20
県等からの遺を追加)等な を追加)等な ■ H23.11、25 第 50 息 50 息 60 息 60 息 60 息 60 息 60 息 60 回 60 回 6		12 月 25 ※5 月 2 ※5 月 2 に公理 破職 がまた、	j	H24

		る 協定等の運用に係る確認事項について (回答)	
■ M	■H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原 ユカ整書ぶり 旦機における 新	1	
十 規 開	ナ刀発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」	根原発に関する重要な判断等を するに当たり、本県として島根 目知電に音目を伝って)	
		中国電力から高限県に対し、女 主協で第6条に基づく高根原 で 0 1 88 - 1 8 -	
		発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(島根県	
		等にも同日対応)	
		OH25.11.22  第3回原子力安全対策PT会議(米子・境淋市長と竟見交権)	音見(交換)
		第4回原子力安全対策 D T 会議 (中国電力による幇目)	
		OH25. 11. 30	
		原子力防災専門家会議(中国電	
		カによる説明を踏まえ申請内容して係る技術的権討等)	
		中国電力主催の地元説明会 (住民も参加)	
		OH25.12.11 9 社員等目 次編 (如書 米又, 韓珠而井貞)	
		₩ ₩	
		S員協議会	
		(中国電力による説明、事前報生について)	
		ロボニング・( ) OH25. 12. 13	
		覚書に基づく島根県からの意見	
		恶款 OH25.12.17	
		安全協定に基づく事前報告に対	
		する鳥取県等の回答を知事が中国書力副社長に行う	
		国電ン町正式でいる。 ⇒(意見留保)適合性確認申請	
		に当たっての安全協定に基づく	
		事前報告の可否については、条	
		件を付した上で最終的な恵見をの程する。最終的な音目は、国	
		国本プラ。坂ボログネの元は、が 子力規制委員会及び中国電力か	
		ら審査結果について説明を受	
		17、 県議会、 県原子力防災専門	
		家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する	
		OH25, 12, 25	
		知事が中国電力苅田社長と意見	
		公 ○ H36 3 10	
		中国電力主催説明会(2県6市	
		:%H26. 3. 26	

		鳥取県防災会議(地域防災計画と広ば年民避難計画の修正)		
		と広域住民避難計画の修正) → 避難時間を4日間から 20 時間に短縮		
■1427.3.18 中国電力清水副社長が知事に 1号機廃止の事前報告	知事に	OH26.10.21 知事が中国電力苅田社長に原子力防災対策(人件費など)の負担への協力を要請(中国電力本社) (DHZ7.3.18 在電気事業法上の運転終了に関手の対定し、本県に対し産転業者に行うことの報告を知事が受領(立地とりの財子の対した。 1 号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける。 1 号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける。 に向けた一連の手続きにおける。 1 号機の酸正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける。 1 号機の酸正な安全管理、廃がて向けた一連の手続きにおける。 1 号機の酸正なな全管理、廃がて向けた一連の手続きにおける。 1 号機の酸でなったがで、対したがでがです。 1 号機の放正なな金管理、廃がた向けた一連の手続きにおける。 1 号機の放正なな金管理、廃がた向けた一連の手続きにおける。		
■H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業 運転終了 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切 な取扱いに関する調査結果を 報告	河 副適果 薬 欠切を	○HZ7.5.1  1 号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対   らせるよう申入れ   これを全権保、立地自治体と同等に対   定な安全権保、立地自治体と同等に対   成に対応すること及び安全協定   な立地自治体と   同等の内容に   改定すること等について申入れ   のHZ7.9.14  日報のが正対策の徹底、再発防止対策   助り組み状況   の施認・指導・監督内容報告及   いに関することについて、再発   の   の   の   の   は   の   の   は   の   の	▲H28.2.18 編1 10 2.2.18 環境分分米子 協議分子 協議分子 開産 金剛 高剛	◆H27.9.4 第1回婚港市 原子力務實所 環境安全对資 協議会開催
12月22日「島根原子力务 定する協定 締結	6電所(	12月22日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改 定する協定 締結	5協定及び運営要	綱」の一部を改

	※廃止措置の法令に沿った手続 及び「島根原子力発電所に係 締結	※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」 及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定 の運営要綱」の一部を改定する協定を 締結	系る鳥取県民の安全確保協定」 要綱」の一部を改定する協定を	点が、なる。
H28	■H28.4.28 中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 ■H28.5.21 中国電力主催の住民説明会[夢みなとタワー(境港市)] ■H28.7.4 原子力規制委員会へ申請	○H28.4.28 知事から中国電力副社長へ申入れ ・島根1号機の廃止措置計画及 び同2号機の特定重大事故等 対処施設の設置等の事前報告に 際し、安全を第一義に周辺地域 にも立地と同じように情報を提 供し、同じように安全を図るこ と。住民説明を行うこと のH28.5.16 第1回原子力安全顧問会議(中 電から開き取り) ○H28.5.22 第1回鳥取県原子力安全対策合 同会議(島根原子力安全対策合 同会議(島根原子力安全対策合 同会議、島根原子力規制事務 所、中電からの聞き取り) ○H28.5.31	<ul> <li>★H28.5.19</li> <li>※子市議会全 員協議会(中 電からの聞き 間き取り)</li> <li>政り)</li> <li>★H28.6.10</li> <li>境港市議会全 国き取り)</li> <li>★H28.6.8</li> <li>★子市議会全 員協議会会 員協議会会 員協議会会</li> </ul>	1. 後で( 8 後 1. 6 分 ( 8 4
		OH28. 6. 12 原子力安全対策PT会議 (コアメ	メンバー)・3首長意見交換	
		○H28.6.15 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について) ○H28.6.17 ○H28.6.17 ・ 島根 1 号離止措置計画等の事前報告の可容に基づく回答及び安全協定の事に配する最終的な事別は留い事務的な事別なる事業的な事場をの事が規制委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、環安全職にも、安全協議も、立地自治体と同会を表してのがでいる。・ 安全協定も、立地自治体と同会を表しい。 自根県からの資書に基づく意見の状象・1.17 同要望(原子力規制委員会、経過の1.28.6.17 回要望(原子力規制委員会、経過の理論、過程、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、		
		安全協定に基づき申請した旨の報告受	<u> </u>	

機に係る概要説明の申し入れ がある。 ■H30.5.22 中国電力迫谷副社長が知事に 3.9歳の新規制基準に係る安全対策に関する事前報告を行 う。		等。 「要官】 ・概要説明の申し出は、新規制基準適合性審査申請に係る説明で はないことを前提に受け入れる。 ・島根3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説 明がなされてきたとは言い難く、今次の申出により、その概要に のいて、住民、島取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、 鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明すること。 ・安全協定を立地自治体と同じ内容に改定することも含め、立地 自治体と同等の対応を求める。 OH30.4.18	のよう 7 成に 3 子板の保証、 元本版 ・3 子様の保護 (構造、規模、機能、機能、建設の経緯等) や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年 7.20 までに会議10回運営し、H30.8.1 第5回原子力安全対策 PT 会議でその検証内容を報告した。	○N430.4.20 第2回原子力安全対策PT会議において、中国電力から島根3号 機の説明を受け3首長が意見交換。 ○N430.5.28 第3回原子力安全対策PT会議において、中国電力から安全協定 に基づき島根3号機の新規制基準適合性審査の申請の事前報告を	受け、3 首長が、今後の対応を協議。 OH30.6.6 第4回原子力安全対策PT会議において、島根3号機の新規制基 準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3首長が意見交換。	OH30.6.14         鳥取県県議会全員協議会 (中国電力による説明、事前報 告について)。	OH30. 6. 23第1回原子力安全顧問会議において、島根3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。	OH30.7.13         第2回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性申請の内容について審議。	OH30.7.24 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議において、中国電力から島 根3号機の新規制基準適合性審査申請の内容等の説明を受け、住 民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、原子力安全 顧問の意見を伺う。(米子・境港両市の原子力発電所環境安全対 策協議会と鳥取県の合同会議)	OH30. 8. 1
	機に係る概要説明の申し入か がある。			■H30.5.22 中国電力迫谷副社長が知事に 3 号機の新規制基準に係るを 全対策に関する事前報告を行	۰					

0011	0 7 7 0011			
H29	■N29.4.19 中国電力天野鳥取支社長が本 見/対1.7. 島根同路1号機	OH29.4.20 国要望(原子力規制委員会、経 该商業名 内閣府)		
	ボビバラ 、	57 元 米 三 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
	旨を報告	原子力安全対策 bT 会議 (原子 カ拇制庁 中雲からの闘き形		
	■H29. 6. 1	/3/20113/17、一番に、ひく/型の4/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0		
	中電主催の住民説明会(米子 市)	OH29. 5. 19 鳥取県議会議員全員協議会		
	■H20 7 28	OH29.5.26 第1回百2.4左の顧問公難な7%等1回百2.4左公封総公司	- 一个子子的	4
	■125.7.25 中国電力が廃止措置作業に着	第1回原ナガダ主順向云麓及び第1回。 (原子力規制庁、中電からの聞き取り)	四原ナノ女主対 (A)	į I
	₩-			ФН29
		* -	<ul><li>米子市議公全 境</li><li>点を継令 (これを)</li></ul>	境港井(土)
		Ľ	III	「一」開発用
			<u></u>	♦H29
			境	境港市
			<u>で</u> を	ろを 市
		OH20 6 24		
		対策 PT 会議(コアメン	バー)・3首長意見交換	公後
		OH29. 6. 26		
		局取果藏宗藏貝至貝筋藏宗〇月80 6 37		
		Onzy. 0. Z/ 中国第十节公司社 E、允许〈故		
		十国 电刀 に 付 回 に 立 、 かり 女 玉 脚 定 に 基 づく 回答 及 び 安全 協 定 の		
		改定甲入れ		
		<ul><li>・島根1号機廃止措置計画の事</li></ul>		
		前報告の可否に関しては、8項		
		目の条件を付した上で、廃止措置の今年割割でが結び上書業件		
		<b>直の至仲計画及の解や工事準備期間(第18階)の宝権が限り</b>		
		週間(お1女酒)の米週に扱う 「解する。		
		<ul><li>安全協定も立地自治体と同内</li></ul>		
		容に改定すること。		
		OHZ9. 6. 28~29 区用盆(四7七盐型米吗今 玉		
		国安里(尽丁7.3%则安冥云、7.3。		
		OH29. 7. 7		
		島根県からの覚書に基づく意見		
		照会、島根県への覚書に基づく 音見回答		
H30	■H30. 4. 4	OH30. 4. 4		
	中国電力清水社長から本県に	第1回原子力安全対策PT会議 (コア	(コアメンバー) 中国電	細回
	対して島根原子力発電所3号	の島根3号機に係る概要説明の申し出への対応について対	出への対応につい、	ĥ
		境港市と意見交換。		

	(1878年   1878年   1874年   187	第元 -			[ ]	18	三度第二十万原	<u>間</u> 別類 打策協					練実	. 20				t策 D 5 説明 ēが筋
	応に基づいて、米 基準適合性確認申して、条件を付して、条件を付しは、原子力規制多くは、原子力規制を受け、県を間かた上で説明を受け、県	そ等に関する			査の対応等は	_		ま	展 戊				原子力防災部	◆R2.11.20 高 令和2年度第		緩然		県は原子力安全対策 P し、中国電力から説明 ・中国電力副社長が協
	回答 対し、安全協 号機の新規制 告の可否に関 最終的な意見 査結果につい 強滞市の意見	長の安全確例			基準適合性審	<b>▲</b> R2. 2. 14	令和元年度第 1 回米子市原	十力発電所環境安全対策協業令	展				・6 市の合同原子力防災訓練実	▲R3.1.24 令和2年度第	1 回米子市原 子力発電所環 境安全対策協	議会 (資料送 付のみ)		を報告。県は V会議)し、 等と協議。中
	OH30. 8. 6 事前報告に対する鳥取県等の意見回答 平井知事が中国電力平野副社長に対し、安全協定に基づいて、米 子市及び境港市と連名で、島根3号機の新規制基準適合性確認申 請の事前報告への意見を回答。 ・安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関して、条件を付し た上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委 員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県 議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出	7 3。 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 等」の改定について (申入れ)	OH30.8.7 島根県から「島根原子力発電所 周辺地域住民の安全確保等に関 する覚書」に基づき意見照会	OH30.8.7 島根県に覚書に基づき、米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥 取県の回答を文書で行う。	OH30.11.9 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ	8.9	国要望(経済産業省、原子力規制庁)	OK元.10.2/ 国要望(内閣府 小泉原子力防 ※セ光十5)	(	令和元年度 島根地域における 2 県・内閣府との合同原子力防 ※訓練主始		国要望(原子力規制庁)	OR2.10.28~31 令和2年度島根地域における2県 施				OR3.9.15 島根2号機炉が新規制基準に適 合していることを示す審査書を 原子力規制委員会で了承し、設 置変更許可	OR3.9.15 中国電力芦谷副社長が知事に合格を報告。県は原子力安全対策P T会議(コアメンバー)を開催(TV会議)し、中国電力から説明 を受け、知事が米子・境港両市長等と協議。中国電力副社長が協
																	■R3.9.15 中国電力芦谷副社長が本県に 対して、島根原発2号機の新 規制基準適合性確認申請が認 可された旨を報告	
4						R元					R2						R3	

	■R3.10.5 会和3年度第1 回自規盾子力	OR3.10.5 会和3件库第1 同島規匠工力務書庫に開する 安全投票功定に
	THU ID	る協議会にて、①改正が選れた理由、「シャーニー」 とは、について説明と、②改定内容の提示を要請
	で、 で、 ■R3.10.15 日間 子屋 (本日本日へ / 西洋	
	中電王催の任民説明会(境港 市)	る協議会にて、協定改定案の説明を受けるとともに、県の防災対策費(人件費等)への財政負担を要請
	■R3.10.18 中電主催の住民説明会(米子 ± )	OR3.10.24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会
	пт <i>)</i> ■R3. 10. 22	(米子市) を開催 Cp3 10 30
	令和3年度第2回島根原子力 発電所に関する安全協定改定	OK3.10.30 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会 (境港市)を開催
	に係る協議会にて、協定改定についた。	OR3.11.8
	(こつく、こ記号を1.7。 ■R3.11.4	原子力安全顧問会議にて、島根の日縁が出相には、一般を出ればは、一般をはいる。
	令和3年度第3回島根原子力 ※再次2間よった人姓んな	2 号機新規制 4年への適合性に関する取りまとめ等を審議
	発電所に関する安全筋定改定 に係る協議会にて、協定改定	
	について説明を行う。	局取県原子力安全対策台向会議(第1回)にて、国及び中国電力から島根2号機の審査結果・緊急時対応等の説明を受け、意見交
		換等を実施
		原ナ刀安全顧問会議にて、原ナ 力安全顧問から知事へ島根2号
		機の審査結果の検証について報告
		OR3.11.18
		県、米子・境港両市による住民避難計画説明会(鳥取市)を開催 (県民 27名参加)
		OR3. 11. 22
		第2回原子力安全対策合同会議にて、島根2号機の審査結果の検 証に関する顧問会議意見について意見交換
		県、米子・境港両市による住民避難計画説明会(倉古市)を開催 (県民 19 名参加)
		県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会 (米子市(2回目))を開催(県民 21名参加)
		原子力安全対策合同会議(第3回)にて、米子市、境港市の原子 力発電所環境安全対策協議会の意見を伺う
	■R4. 2. 18	OR4. 2. 18
	令和3年度第4回島根原子力 発電所に関する安全協定改定	第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会に て、中国電力から改定内容の説明受け意見交換
	に係る協議会にて、協定改定	OR4. 3. 10
	について説明を行う。 ■B4 3 10	回島根原子力発電所に関する安全協定改定 中岡電士3、4 坦ニネンキンチーがの7.00m.1.
	令和3年度第5回島根原子力 	,
	発電所に関する安全協定改定 に係る協議会にて、協定の運	OR4.3.23 今むっ午 昨 等 の 同 店 ユ 七 去 今 対 等 D エ 今 業 ( ュ ア メ 、 バ ズ 一 ) ア
	用は立地自治体と同様に行うにと等について説明を行う。	も行う十枚おと回が、Jンダナンス11万歳(1・////) これでも 米子市、米子市、米子市、自私の再板所発 2 号機の再稼働に係る意見の聴取して※のキャド()、J かき
┪		とう後の対応について距離

F3 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84	## 18 B I 「	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ島根原発1号機の廃止措置計画変更認可申請に係る事前報告 ■R5.8.30 島根2号機の設計及び工事の計画が設計画が認可計画が認可	原子力安全顧問会議にて、島根 原発1号機の廃止措置計画の変 更に安全性かつ適切さに関して 専門的な観点から審議 OR5.9.1 原子力安全対策合同会議(第1回)にて、米子市、境港市の原子 力発電所環境安全対策協議会の島根原発1号機の廃止措置計画の 変更に係る意見を伺う

	OR5. 9. 19
■R5. 9. 11	常任委員会にて、島根原発1号機の廃止措置計画変更に係る中国
中国電力が島根2号機の使用	電力の参考人招致
前確認申請書を原子力規制委	OR5. 10. 7
員会に提出し、再稼働を令和	令和5年度第1回原子力安全対策 B T 会議(コアメンバー)に
6年8月予定と公表	て、米子市、境港市の島根原発1号機の廃止措置計画の変更に係
	る意見の聴取と今後の対応について協議
■R5.12.11	OR5. 10. 13
中国電力は島根原発1号機の	1 号機の廃止措置計画変更に係
廃止措置計画変更認可を原子	る中国電力への回答を実施
力規制委員会へ申請	OR5. 10. 17
	廃止措置計画変更に係る国への
	申入犯
	OR5. 11. 5 ほか
	令和5年度島根地域における2県·6市の合同原子力防災訓練実
	<b>施</b>
	OR5. 11. 21
	鳥取県は、原子力防災支援基地
	(江府町美用) の運用開始式を
	実施



第201200118956号 平成24年11月1日

> 颒 拟 取締役社長 苅 田 知 中国電力株式会社

鳥取県

犯 # # H 鳥取県知事

 $\mathbb{H}$ 胀 叔 油 米子市長 米子市

境港市

搬 ŧ -境港市長

炽

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等 に関する協定等」の改定について (申入れ)

原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る 地域防災計画(原子力災害対策編)を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市 去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織(原子力規制委員会)が発足するとともに、 は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会(原子力規制庁)の原子力災害対策指針により、緊急時防護措 置準備区域(UPZ)に鳥取県が位置付けられることになりました。 ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとお り島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第19 条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

밅

- 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- |同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、 誠意ある協議を行うこと。 2



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

は、甲が島根原子力発電所に関する重要が判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。 島根県(以下「甲」という)、鳥取県(以下「乙」という)並びに米子市及び境港市(以下「丙」という)

딞

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 甲式総合约2半期7次島根原子力発電所2萬寸3重要2半断や回答於、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要が判断を回答すへき相手に対し、甲としての考えを届けるも のとする。

その際、こから甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲 は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

衝 沚 出 # 濉 П # 撫 1 島機制納事 鳥駅県納事 ⊞-N

# 胀 拔 油 戦 米子市上  $\mathbb{K}$ 

恕 瀊 ŧ + 境 港市長

K

# 島根原子力発電所の安全対策、防災対策に係る協定の締結状況

鳥取県は、島根原子力発電所に係る県民の安全対策、防災対策については、関係する機関と各種協定を締結しています。 「協定締結日 | 締結ねま

R4. 4. 8		_
	中国電力	<ul><li>・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定</li><li>・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱</li><li>・要綱</li><li>⇒協定は「資料5」、運営要綱は「資料6」をご覧ください。</li></ul>
R4. 7. 6	中国電力	・島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定 ・島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定 ⇒協力協定は「資料8」、財源協力協定は「資料9」をご覧ください。
B. H27. 12. 2 協	2 府 8 県バス協会	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定 [協定の概要] (1) 所県バス協会は、大規模広域災害時において、府県からの要 請に基づき、次の業務に協力する。 ア 被災者(滞留者を含む)の輸送業務 イ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 ウ ボランティアの輸送業務 等 (2) 他所県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応 援調整を実施する。
H29. 4. 17	中国 5 県のバス協会	原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 【協定の概要】 中国5県バス協会は、原子力災害時において、両県からの要請に 基づき、次の業務に協力する。 ア バスによる避難住民等の輸送業務 イ その他県が必要とするバスによる支援業務
H29. 7. 24	中国5県のタクシー協会	原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定 【協定の概要】 中国5県タクシー協会は、原子力災害時において、両県からの要 請に基づき、次の業務に協力する。 ア 福祉タクシーによる避難者(要配慮者)の輸送業務 イ その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務
2.7 (秦 (秦) (秦) (秦)	2 府 8 県放射 線技師会及び 日本診療放射 線技師会	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定 [協定の概要] ・府県放射線技師会は、原子力災害時において、府県からの要請に 基づき、住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導・実施 等に協力 ・他所県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調 整を実施 ・その際、日本診療放射線技師会は所県放射線技師会間の調整等を 実施

※各協定書については、ホームページ『とっとりの原子力防災』をご覧ください。 【島根原子力発電所に関する協定】

https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10558 【人形峠環境技術センターに関する協定】 https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10846

### **資料 編** 資料 5

# 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県(以下「甲」という。)、米子市(以下「乙」という。)、境港市(以下「丙」という。)及び中国電力株式会社(以下「丁」という。)は、丁が設置する島根原子力発電所(以下「発電所」という。)に係る鳥取県民(以下「県民」という。)の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

### (安全確保等の責務)

- 第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止(以下「運転等」という。)に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。
  - 4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

#### (情報の公開)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

### (放射性廃棄物の放出管理)

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

### (核燃料物質等の保管管理)

- 第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法 令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。
- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

### (環境放射線等の測定)

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。
- 2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。
  - 3 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。
- 甲は、測定結果を公表するものとする。

### (計画等の事前報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)(以下この条において「法」という。)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年通商産業省令第 77 号)第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。)の重要な 変 m
- (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べることができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

## (核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

### (平常時における連絡)

- 第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。
- (1) 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
  - (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項
- 2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

# (保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

### (異常時における連絡)

第 10 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係 (1) 原子炉施設の故障関係
- ① 原子炉施設の故障があったとき。
- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

- 放射性物質の漏えい関係 (2)
- 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、 又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- 放射線被ばく関係

(3)

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
  - その他 4
- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (3)
- 発電所敷地内において火災が発生したとき
- 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。 (m) 4
- 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。 (C)
- その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。 9
- 乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び 温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。 0

#### (立入調査)

- 第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し 報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。
- 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うも のとする。
- 4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び 調査目的を通知するものとする。

### (適切な措置の要求)

- 乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置(原子炉の 第 12 条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると 運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。 認める場合は、
- 2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

#### (教育訓練)

- 第 13 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するた め、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の 教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものと

#### (防災対策)

第7条第1項に基づき策定した計画)に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙 第14条 丁は、原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

#### (公衆への広報)

第 15 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して 事前に連絡するものとする。

#### (連絡の方法)

- 甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 第16条 丁は、
- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連 文書をもって連絡するものとする。 絡した後、 (2)

#### (連絡責任者)

丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものと ń 第17条甲、

#### する。

(損害の補償)

- 第 18 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる ものとする。
- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物 の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し 誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

### (諸調査への協力)

第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

#### (協定の改定)

甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、 第 20 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じた 甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。 とまは、

#### (運用)

- この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるもの 第 21 条 とする。
- 2 丁は、この協定の運用において、甲、乙及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応する ものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、 必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

#### (から街)

- ⊞́ 第 22 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、 乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。
- 乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとす この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、

平成 23 年 12 月 25 日 平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定) 令和 4年 4月 8 日 (一部改定) 甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸 治

 ス 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

 米子市

 米子市長
 伊 木 隆 司

 丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地 境港市

 境港市

 境港市長
 伊 達 憲 太 郎

 丁 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役社長鞍行役員 清 水 希

茂

# 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県(以下「甲」という。)、米子市(以下「乙」という。)、境港市(以下「丙」という。)及び 中国電力株式会社(以下「丁」という。)は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関す る協定(以下「協定」という。)第 21 条第 1 項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定

### (安全確保等の責務)

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決 定の内規等を含むものとする。(以下同じ。)
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させ るため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」に従って原子力発電所の 品質に影響を与える活動を管理(計画、実施、評価及び改善をいう。)することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定 の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(平成 25 年6月 19 日原子力規制委員会決定)に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴 を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
  - 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」に より得られた有職者からの提言を踏まえるものとする。

### (放射性廃棄物の管理目標値)

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉 施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和 50年 5月 13日原子力安全委員会決定)」による。

### (計画等の事前報告)

- 炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(以下この条において「法」という。) 第43条の 3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは 第 3条 - 協定第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33 第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1)原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2)前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議す 第 43 条の 3 の 8 第 4 項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 118 条第 1 項 に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外 るものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、 へ及ぶお それのあるものをいう。
- 4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うもの とする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法 及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告 を行うものとする。

## (核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

- 第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。
- (1)丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

- (2)丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日 の30日前までに連絡するものとする。
- (3)丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、 乙及び丙に連絡するものとする。
- (4)やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちに その内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報につ いては、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

### (平常時における連絡)

- 第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。
- (1)発電所建設工事 (原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況並び に廃止措置計画
- 原子力発電所建設計画 (その都度)
- 原子炉設置変更許可申請 (その都度)
- 原子炉設置変更許可 (その都度)
- 建設工事計画 (毎年度当初)
- 建設工事の進捗状況 (毎月)
- 廃止措置計画認可申請 (その都度)
- 廃止措置計画認可 (その都度)
- 廃止措置計画変更認可申請(その都度) (1) (2) (2) (3)
  - 廃止措置計画変更認可 (その都度) 6
- 廃止措置計画の変更届(その都度) 8
- (2)発電所の運転 (試運転を含む。) 計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
  - ① 発電所の運転計画 (教育訓練及び燃料等輸送を含む。) (前年度末)
- 発電所の運転実績(教育訓練及び燃料等輸送を含む。)(毎年度当初) (3)
- 発電所の運転状況 (毎月) ⊕
- 計画運転停止の計画 (その都度)
- 計画運転停止の実績 (その都度)
- 冷却水取放水量の変更(その都度)
- 廃止措置実施計画 (前年度末) 6 6 6
- 廃止措置実績 (毎年度当初) **∞** 
  - 廃止措置状況 (毎月)
- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
- ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況(毎月)
- クリアランス対象物に係る認可申請及び認可(その都度)
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- ① 定期検査の計画 (その都度)
- 定期検査の実施状況 (毎週)
- 定期検査の結果 (その都度)
- 5)環境放射線の測定結果
- ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果(毎月)

- 環境放射線の測定結果(積算線量、環境試料)(毎四半期)
  - 6)温排水等の調査結果
- ① 取放水の水温(毎月)
- ② 沿岸定点の水温(毎月) ③ 格子状定線の水温(毎四半期)
- ① 品質保証活動の実施状況(半年毎) (1) 品質保証活動の実施状況
  - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- ① 高経年化に関する長期保守管理方針(その都度)
- 高経年化に関する保全計画の実施状況(その都度) (S)
- (9) その他必要と認められる事項
- ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画(毎月)
- 島根原子力情報伝送システムの伝送実績(毎月) (N)
- 放射線業務従事者の線量管理状況(半年毎)
- 規定類の変更(保安規定、原子力事業者防災計画)(その都度) ⊕
  - 原子炉施設の用途廃止 (その都度) (L)
- 地震発生時の発電所の状況(速報、対応結果)(その都度) @ (c)
  - 新燃料の輸送実績 (その都度)
- 使用済燃料の輸送実績(その都度)  $\infty$
- 低レベル放射性廃棄物の輸送実績(その都度) 6
- 定期安全レビュー報告書(その都度)
- 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第44条第2項の規定により松江労働 基準監督署長に報告した事項 (その都度)
- その他甲、乙及び丙が必要と認める事項(ただし、丁と協議するものとする。) (2)
- 連絡様式は、別に定めるものとする。 0
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報(リアルタイム)は、次のとおりとする。
- 各号機の発電出力  $\Theta$
- 各号機の排気筒モニタ値 (3)
- 各号機の放水路水モニタ値 (10)
- 敷地境界モニタリングポスト値 4
- 風向及び風速
- (保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)
- 第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する 事態になった場合は、協定第 10 条の規定を適用するものとする。
- (異常時における連絡)
- 第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、 事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等 また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法 に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設とする。 (昭和39年法律第170号) に規定される故障とする。

- 75 お、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。 能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって 汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。(以下同じ。)
- 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第

1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。

- のを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送につ 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするも いては、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただ し、計器の不調等によるものは除く。
- 原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核 が発生したときをいう。
- 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含 むものとする。

#### (立入調査)

- 第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。
- 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発 電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べることができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

### (適切な措置の要求)

- 第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回 答するものとする。
- 2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置 を講ずるものとする。

#### (公衆への広報)

第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

#### (連絡の方法)

第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文 書送信を行った後、郵送により行うものとする。

#### (損害の補償)

第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直 接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても 補償対象とする。

- 2 協定第 18 条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関 と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

#### (協定の改定)

第13条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、 必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

#### (運用)

第14条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

#### (みの街)

第15条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

### 平成 23 年 12 月 25 日

平成27年12月22日 (一部改定)

令和 4年 4月 8日 (一部改定)

#### 甲 鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

#### 2 米子市

米子市長 伊木隆

Įπ

#### 丙 境港市

境港市長 伊達憲 太

岩

### 丁 中国電力株式会社

島根原子力発電所長 岩 崎 晃

## 別表 1 第7条第3項で規定する安全関係設備

7.1X I	57女 1 光・光光・女へ発示する女士医所以属	不成語	
	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低压注水系	低圧注水系	
(2)	<b>炉心スプレイ米</b>	低圧炉心スプレイ系	
(9)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め
			機能
(6)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

## 別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

#### $\Xi$

通 報 値	220nGy/h	
計器 名	敷地境界モニタリングポスト	

#### (2)

E B					
通報値B         下記の状態になっ         たとき	1000cps	300cps	70cps	1000cps	80cps
通 報 値 A 下記の状態が10時間 し続くとき	500cps	150cps	7cps	500cps	8cps
器名	原子炉建物排気筒モニタ	タービン建物排気筒モニタ	放水路水モニタ	原子炉建物排気筒モニタ	放水路水モニタ
	1号機			2 号機	

#### <u>~</u>

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射能量の計測
		値が左の値になった
		かな



022年4月8 4 账 仙 原木 超 01

> 基 冶 鳥取

世 沿 平井

緓

中国電力株式会社 代表取締役社長執行役員 清水希茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について

平素より、島根原子力発電所をはじめとする当社事業運営に対し、格別の 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいた だきました、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下 「安全協定」という。)の改定に関しましては、長期間に亘る協議にご対応いた だき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、 厚く御礼申し上げます。 当社がご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真 撃に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだ ものであり、このたび、改定案をご了承いただきましたこと、重ねて、厚く御礼 申し上げます。 当社といたしましては、鳥取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図 るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用 におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴 県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、鳥取県民の皆さまの安全・安心のため、安全協定の献実な 運用を行うとともに、島根原子力発電所の安全性を不断に追及してまいる所存 でございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い 申し上げます。 以 以

## 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

島根県(以下「甲」という。)、鳥取県(以下「乙」という。)及び中国電力株式会社(以下「丙」という。)は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)におけるそれぞれの責務を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

#### (以

第1条 本協定は、丙の島根原子力発電所にかかる原子力防災対策(以下「原子力防災対 策」という。) について、甲、乙及び丙が相互に連携、協力を図ることを目的とする。

#### に、平時から要しまれる事

協力項目

第2条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について献意をもって協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

- (1) 避難退域時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項
- (2) 緊急時モニタリング
- (3) 避難行動要支援者等の避難等の支援(福祉車両の確保等を含む)
- (4) 放射線防護対策施設への物資供給
- (5) 避難所運営支援(物資輸送を含む)
- (6) オフサイトセンターへの電源供給
  - が見い ハンコーニハンマー

(7) 放射線防護資機材の供給支援

- (8) 住民相談窓口等の設置
- (9) その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い丙が協力することとされた事項
- 2 両は、前項に定める事項のほか、原子力防災対策について積極的な協力を行うものとする。 (財源協力)
- 第3条 丙は、乙が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、乙及び丙が別に定めるところにより応分の負担をするものとする。
- 第4条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を

(協定の実施体制)

定め、必要に応じて協議を行うものとする。

#### (有効期間)

第5条本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが協定の終了の申し入れ、相手方のいずれもがこれを承諾するまでの間、その効力を維持するものとする。

#### (情報保護)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、 この限りではない。

#### **G識**)

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協 識を行うものとする。 2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じたときは、申、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

#### 甲 島根県

島根県知事 丸山 達也

#### 乙 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

### 丙 中国電力株式会社

代表 取締役 社長執行役員 瀧本 夏彦

### 資料編 資料9

# 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

鳥取県(以下「甲」という。)と中国電力株式会社(以下「乙」という。)とは、島根県と甲と乙との間において令和4年7月6日付けで締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定(以下「基本協定」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (負担の範囲)

第1条 乙は、基本協定第3条に基づき、甲が実施する島根原子力発電所の原子力防災 対策(米子市及び境港市が実施するものを含む。以下「防災対策」という。)に係る額 について金1.8億円を上限に、毎年度、甲乙協議により定める額を負担するものとす

### (基金への積立て等)

第2条 甲は、前条により乙が負担した金額を甲の鳥取県原子力防災対策基金(以下「3金」という。)へ積み立てる。

2 甲は、防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、基金を

### 取り崩してその財源に充当する。

#### (国への要請)

第3条 甲は、防災対策について、引き続き国の財源確保に努めるものとする。

### (有効期間、更新)

第4条 本協定の有効期間は、令和4年度から同8年度までの5年間とする。

- 2 甲が令和9年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものがあって、甲が必要であると認める場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、期間を更新することができるものとする。
- 3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和8年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。
- 4 第1項に定める期間中であっても、国が甲に防災対策の実施のために必要な措置を講ずることを求めていると認められなくなった場合、又は防災対策に係る経費の全てに国の財源措置が行われた場合は、以降本協定はその効力を失う。
- 5 本協定が効力を失った場合は、以降基本協定第3条はその効力を失う。

#### (協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び

乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

### 令和4年7月6日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

### 乙 中国電力株式会社

代表 取締役 社長執行役員 瀧本 夏彦



第 202100325587 号 防起第 3219 号-1 受境自第41-1号 令和4年3月25日

> 中国電力株式会社 伊圭斯兹犯牡트 涛 步 斧

代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木隆

ĪΠ

境 港 市 長 伊 達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策に ついて (回答) 平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

TI III

- 品根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映(ベックフィット)し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真 撃に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。
- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施す < - v
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

### **浴 對 編** 資料



第 202100325589 号 防起第 3218 号-1 発境自第 2 1 号 令和 4 年 3 月 2 5 日

経済産業大臣 萩生田 光一 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働に向けた政府の方針に ついて (回答) 令和3年9月15日付20210915資庁第1号で理解要請のあったこのことについては、下記事項について申し入れます。

- ついては、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を強く求めます。

- 1 島根原子力発電所2号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼動を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

燕 卫 抴  $\exists$ ₹ 島根県知事 # # 1 鳥取県知事

怨

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく

力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止

原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子

を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対 処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるよう 特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指

な事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、 導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、

国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政

府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過

する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必

要であり、早期に整備を行うこと。

10

**手続きについて (回答)** 

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常に最新 令和3年12月14日付原第638号で依頼のあったこのことについては、今後、 の知見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めまし 貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。

当県の 県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機 の新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当職の 貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に関係なく 考え方を反映していただきますよう御高配方、宜しくお願いいたします。

※中国電力への回答については、資料10のとおり ※国への申し入れについては、資料11のとおり

中 Ш 1 第 1 4 A 仙 022年 ¥ 恒 重 2

> 獭 紀 知 申 声 # 母 日 山

# 代表取締役社長執行役員 中国電力株式会

安全対策について(回答)に対する当社の対応について 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係

世 平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、 御礼申し上げます。

令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に対し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご 理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめと した各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新 規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと 取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合に は、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたしま 2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き 真摯に対応いたします。 また、その状況を適宜、貴県、米子市および境港市にご報告し、ご意 見に誠実に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく 丁寧に説明してまいります。 3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優 先で緊張感をもって、万全を期します。

このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整

備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に 対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってま いります。 4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に

反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を 停止することも含め、適切に対応してまいります

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主 的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実 6. 鳥取県民の皆さまに信頼いただき、ご理解とご協力が得られるよう、 な運用に努めることはもとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、 協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。 7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子 力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていた また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をも った仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。 以 以

**新規制基準適合性審査会合の開催状況** 原子力規制委員会による審査は、計184回の審査会合に加え、計6回の現地調査(平成26年12月19日、平成27年2月5日・6日、10月29日・30日、平成29年8月28日、平成30年11月15日・16日、令和元年9月20日)によって行われました。

111 + 007/1		回   島根原子力発電所2号機に係る申請の概要	回 島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点		敷地周辺海域の活断層評価	3回 敷地周辺海域の沽跡層評価〔コメント回答〕 3回 抽で機治郭価		展派を特定せず策定する地震動	5回 確率論的リスク評価 (内部事象)		格納容器フィバ	地下構造評価「コメント回答		2回 確率論的リスク評価(外部事象) 11回 事故シーケンス等の選定	重大事故			4回 内部溢水の影響評価	5回 外部火災の影響評価						2回   重大事故等対策の有効性評価				緊急時対策所			四 倍割存益ノイルグパントポ 2回 原子石核独交器の個界消産・圧力に関セス部価		地下構造評価[コメント回答]	重大事故等対策の		通信連絡設備		猖				敷地の地質・地質構造	重大事故等対策の有効性評価(その		/ID	格納谷希ノイルタペントボ(相摘事項目舎」   駐梅化防止 安全避難涌路 安全保護回路 (共	以来下约中、久上角紫油店、久上不吸口店
12. 2. 13. 13. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	審重会合	演 68回	第 73回	第 83回		第 103回 第 106回			第 125回	第 129回	第 133回			第 142回 第 144回	第 147回		第 151回	第 154回		第 159回				第 171回	第 182回	第 183回	第 187回	第 190回				第 202回	第 203回			第 209回	第 211回									用 22/回		IICC7 44
て行われました。	開催日	半成26年 1月16日	1月28日	2月20日	3月19日	4 H 9 H	5月1日	6月27日	7月22日	8月5日	8月28日	9月5日	9月11日 -	9月30日 10月2日	10月14日	10月16日	10月23日	10月30日	11月6日	11月13日	11月20日	11月21日	12月4日	12月9日	平成27年 1月15日	1月16日	1月27日	2月3日	2月10日	2月19日	2月24日 9日96日	3 H 3 H	3月5日	3月6日	3月17日	3月19日	3月24日	3月31日	4月2日	4月7日 	4.H9H	4月21日	4月24日	5月12日 - 7 12日	5月15日 5月15日	5.H 22.H	187 HG	H710
3 3	□	<del>-</del>		3	4	9	2	- ∞	6	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	56		28	29	30	31	32	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	64	3

52	6月11日		原子炉制御室
53	6月12日	第 238回	火山影響評価
54	19		數地周辺陸域の活断層評価
55	6月23日		重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
99	6月30日		] (201)
22	H	第 245回	確率論的リスク評価[指摘事項回答](その2)
28	7月9日	第 247回	の考慮
59	7月14日		シーケンス選定 [指摘事項回答] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
09	rlo	第 250回	ケンス選に [指摘事項回答] (その2) 1
10	1 H 2 H 1	第 251回	各数各番ノイルタペントボ (指摘事項目令) (たの2)   広如ルベの味罐「お被車佰回炊」(アの1)
70	1 H 2 S H	10.55 無	
64	HICK/	第 258回	1
65	8 H 6 H		小米   珠光    カストラ   カス
99	H0H0		に記録を公司の対策を開業をして入り
67	10B15H		「「なん」
- 0	11B20H		■ペチ段キバペシイグH 回じにつく / ノノノノ / Figure   GH   サスロロリート本治になける土田指力像に関する粗木給計へ組在土土 を財子され 汗豚腐乳 / Figure   カア・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
69	12月16日	第 309回	開発を開
	平成28年	細	動地の地層・地層構造について「コメント回效」
	1月15日	K W	
7.0	1,4,29 Fl	第 34回	局徴原士力発電所   敷型周辺隆吸の指勢  置計画「コメノト四舎」   今後のDWD プラントの数本の海ネナ
7 67	AB91B		1   W
74	4 H 28 H		カボス申車においる電影人の主義の中国の研究の一大二男難評価(コメント回教)
75	5A13B		- (11分割に 11・/・ 1
92	5月26日	第 363回	地震による損傷の防止について
77	7日19日	第 379回	\ E
	H 21 K I		(コメン
78	8月25日		重大事故対策の有効性評価 (コメント回答)
62	9月15日		重大事故対策の有効性評価
80	11月11日	第 414回	震源を特定して策定する地震動工は電池にある。
89	11.H.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I.I		
3 6	平成29年	K 34	母子下交~/K/A 書きまごり報覧を学む。/変むしょう事件
83	2月17日	张 :	数地しとに最振を特定して東走する地景劇
84	H6H9		) X (
85	7.H 28 H		数地間辺磨験の活動を開作(コメント四名)表示を指すものに関います。
86	19 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B		司辺窟域の沽野福評価 (コメント回〜) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
× 8	10,927 H	第 524回 第 530回	敷配ことに蕨原の特圧して麻圧する地蕨制 (コメノト回舎)
68	平成30年	無	芸能単の後げらした
00	2,42 H	\$ #	日子の次が、大されて、イントロダンは無子の様にアイント、フェントロダン
0.0	7 В В В		くい (一) へい
91	4.70H		田宇年収の水片 (コイン・回心)
93	5.H25H		1
94	6月1日		超過確率
95	7月20日	第 605回	基準津波の策定(コメント回答)
96	9月28日	第 632回	基準津波の策定(コメント回答)
26	12月14日	第 662回	基準律技に伴う砂移動評価   其準準おの年超過確率の参照にひいた
0	1		####################################
86	12.H 18 H	回899 無	まとめ資料における追補について
66	平成31年 1月18日	第 671回	基準津波の年超過確率の参照について (コメント回答)
100	2月5日	第 675回	不法な侵入防止、原子炉冷却材圧力パウンダリ、誤操作の防止、避難通路等、全交 添動力電温電上社等影響 安全保護同路
101	2月26日	画989 銭	
102	3月14日		外部火災影響評価、放射性固体廃棄物の固化材変更、保安電源設備の整備 エアコゾルギュの始催 4 D E )
103	4月4日	回669	のアンコーン加来が不知事象の影響評価、燃料
104	4A9B	無	耐震設計の基本方針、PRA(内部事象、地震、津波)の再評価
105	令和元年 5月9日	第 713回	内部溢水影響評価、竜巻影響評価、事故シーケンスのまとめ方
106	5月21日	第 715回	耐津波設計(防波堤損傷時の運用方針、入力津波の設定)

プール、安全施設、放射性固体廃棄物の固化材変更	五十十年 张书之时	型 Γ 水位、 、 竜巻影響計	根政備 11 日放水連絡通路防波扉における評価) (11 日放水連絡通路防波庫における評価)	(地) ペリとエ右流/、 町洋放設計 (地口の機主性) 第の有効性評価	10.1	J農応答解析モアル、人力地震動の評価) 水災による損傷防止(内部水災)	耐震設計(SA 設備への地震による荷重と運転時荷重の組み合わせ、地震時の被覆管 の間に33 外域がかかます。	5.定在	賽動、水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組み合わせ	<b>小</b>	基準津波の策定(1号放水連絡通路防波扉における評価) 内部水災及7844組水災	<ul><li>一ルでの燃料損傷防止対策)、耐震設計(耐震設計手法の最</li></ul>	(建物基礎への新たな設計手法の適用等)	Yapi温水 耐津波設計、重大事故対策(運転中の炉心損傷防止対策)	耐藤設計 (制魔装置 (ダンパ) の追加)、重大事故対策 (運転停止中の燃料損傷防止 対策))	地震(耐震設計(建物屋根への新たな設計手法の適用、設計手法等の精緻化) 料子の方式を	上評価		5止対策の有効性	可搬型重大事故等対処設備保管場所等		<b>有効性評価</b>		and (1377 for 1. 44 M 70.) = 1. or pro = 1 = 74 M W to 10 M to 2 m or 1.	格納容器破損防止対策の有効性評価、水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止す るための設備、監視測定設備	sometime at a select to the selection of	格納容器破損防止対策の有効性評価ト			۲./# 		きの評価等		等の有効性評価	indi i de la companya da compa	<b>情保管場所及びアクセスルート</b>	56處	Internation   Internation	3周边斜面の安定性評価	
内部火災影響評価、燃料ブ	から損傷防止対策の有効性評価 再無約割 (脳冲約割用地無熱	耐寒乾計(津性設計用型層 耐津波設計(津波荷重の割	父流電源喪失对東設備 基準津波の策定(1号放水	外部事業の影響(配すべりと工 炉ご指傷防止対策の有効性評価	内部溢水影響評価、安全施設、	耐震設計 (建物の知震応答解析モアル、  外部水災影響評価 水災による損傷防止	所属設計 (SA 設備への地の間に3.3.3.4.4.4.5.0.4.4.4.4.5.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	が別ったの機能の維持/ 基礎地盤及び周辺斜面の安定性	耐震設計(弹性設計用地震動、	/ 竜巻影響評価、外部事象の影響	基準津波の策定 (1号放水内部水が及び水がある)			                       	耐震設計(制震装置(ダン 対策))	地震(耐震設計(建物屋根金形)	料回の女に性 炉心損傷防止対策の有効性評価	有毒ガス防護	耐震設計、格納容器破損防止対策の有効性 抽震による相傷の防止	ž	耐震設計	格納容器破損防止対策の有効性評価よい影響語位	ハロ	有毒ガス防護	格納容器破損防止対策の4 るための設備、監視測定割	耐震設計	炉心損傷防止対策、格納容    連歩に下る指係のは止	斜面の安定性	耐震設計	緊急時対策所、通信連絡設備 耐震設計		原子炉制御室、被ばく線量の評価等	耐津波設計 水 ※ ジア ト ス 指 傾 の 陆 正	ペペトキショスをション 耐震設計、重大事故等対策の有効性評価	火口影響評価	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びア	耐津波設計、外部事象の考慮 電大車お笠対策の右効性評価	<ul><li>★大学なおれます。</li><li>大災による損傷の防止、外部事象の考慮・</li><li>・ 監禁権部・ なみ権部・ 音楽影響詩価英</li></ul>	に、Marierx、スエル語は、ちらが言言にはなり 原子炉建物等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価	
		第 736回		票 / 39回 第 742回		第 754回 第 757回		第 762回		第 770回	第 771回 第 780回		第 786回	第 790回			第 803回		第 809回 第 814回		第 823回	第 825回	第 828回	第 830回	第 832回		第 838回	第 841回	第 842回	第 843回第 845回	第 850回		第 853回			第 861回	第 863回			Me 000
5月30日	6月11日 6日10日	6月18日 6月27日	6月28日	7 H 9 H	7月25日	8月1日 8月22日	8月27日	8月30日	9月5日	9月12日	9月13日	10月8日	10月24日	10月31日	11月12日	11月14日	11月22日	12月5日	12月10日 12月17日	12月24日	令和2年 1月21日	1月23日	1,5,24,B 1,5,28,B	2月4日	2月6日	2月13日	2月20日 2月26日	2月28日	3月3日	3月5日 3月10日	3月17日	3月19日	3月24日 3日96日	4 H 28 H	5月14日	5月18日	5月26日 6月 9日		6月19日	1 0 0
107	100	110	111	113	114	115	117	118	119	120	121	123	124	126	127	128	130	131	132		135		138	139	140	141	142	144	145	146	148	149	150	152	153	154	155	157	158	

161	7月7日	第 872回	耐津波設計、耐震設計
162	7月14日	第 876回	耐津波設計、耐震設計
163	7月21日	第 879回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応
164	8月20日	演 888回	耐津波設計
165	8月27日	第 891回	溢水による損傷の防止等、安全施設、外部事象の考慮、竜巻影響評価
166	8月28日	第 892回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応 、重大事故対処設備(非公開)
167	9月3日	第 894回	耐震設計
168	9月18日	演 900回	火山影響評価
169	10月8日	世 302回	大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応 、重大事故等対処設備 (非公開)
170	10月15日	寅 909回	耐津波設計に関する指摘事項の回答
171	10月16日	第 910回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価(コメント回答)
172	10月22日	第 912回	竜巻影響評価に関する指摘事項への回答、原子炉制御室等に関する指摘事項への回答、監視測定設備に関する指摘事項の回答
173	11月27日	第 924回	火山影響評価に関する指摘事項の回答
174	12月1日	第 925回	可搬型重大事故等対処設備保管場所等に関する指摘事項への回答、耐津波設計に関する指摘事項の回答
175	12月15日	第 930回	火山影響評価、技術的能力、品質管理に必要な体制の整備
176	令和3年 1月19日	第 936回	火山影響評価、可搬型設備の保管場所とアクセスルート (斜面以外)
177	1月28日	第 939回	耐津波設計
178	1月29日	第 940回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
179	2月18日	第 948回	可搬型設備の保管場所とアクセスルート、津波による損傷の防止
180	3月9日	第 954回	19機液体廃棄物処理系の共用取止めによる影響、外部からの衝撃による損傷の防止、電源設備,計装設備及び原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
181	3月12日	第 955回	耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
182	3月26日	回096 鮁	審査会合での検討・議論を踏まえた地震・津波等の評価
183	4 A 30 B	第 972回	審査会合 (第960回審査会合) における地震・津波等の評価に関する指摘事項について説明
184	6月3日	回086 銭	水素の挙動(原子炉ウェル排気ラインの影響及び対策)

### **資料 編** 資料

性

第201400197757号 平成27年3月19日

中国電力株式会社

取締役社長 苅田知 英

桊

鳥取県知事 平井伸

恕

1

島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて (通知)

平成27年3月18日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

먎

- 1 島根原子力発電所1号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境 港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地 自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥 取県、米子市及び湾港市に対して具体がかっ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所1号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及 び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、 立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、 立地自治体と同等の内容に改定すること。

#### 資料15 )

電 立 第 1 8 号 平成27年3月18日

× \*\*

中

H

鳥取県知事

中国電力株式会社 取締役社長 苅 田

和

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り,厚くお礼申し上げます。

さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来,長きにわたって地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは,貴県をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり,厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては,今後の廃止措置も含め,安全の確保を最優先に,地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいる所存でございますので,引き続き,ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

第201400197757号 平成27年3月19日

> 颒 1 沢洋 [iii] 経済産業大臣

汇 # # H 鳥取県知事 中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くおれを申し上げ

さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、 ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、 電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。 適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

밅

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を 聴き、長期なわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行かるよう、貴省はおがれても中国電力へ の指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含め た財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう



第201400197595号 平成27年3月19日

極 捌 出 Ш 知

原子力規制庁長官

# # 1 鳥取県知事

犯

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げ

さて、3月18日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、電気事業 法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けまし ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、 適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関す る適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計 画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥 取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長 期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財 政的支援を行うこと。





第201500028555号 平成27年5月15日

中国電力株式会社

批 私 Ш 取締役社長 苅

糠

狚 # # 鳥取県知事 平 島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記の とおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよ
  - 燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にすると 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核 ともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。 う、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市 地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災 対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は 貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容

### **野料編** 資料20



第201800127060号防起第709号-1 受境自第47号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

颒

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆

Įπ

境港市長 中村 勝

恕

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への ※ヘムルコキン・3、テ /ロペン

適合性申請について (回答)

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成30年5月22日付島原本広第124号で事前報告のあったこのことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをは じめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境滞市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すって、
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切 に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的から分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の機出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て 一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、 教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体 的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

### **学为46** 資料21



第201800127060号 防起第709号—1 発 境 自 第 4 5 号平成 30 年 8 月 6 日

原子力規制委員長 更 田 豊 志 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝

恕

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査 n華の動きを味まさを亜砂アのパア(注4)

申請の動きを踏まえた要望について (送付) 鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げ さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答

したところです。

ついては、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が 及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙 1

### 原子力規制委員会への要望

# I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

## [周辺地域を含めた安全対策について]

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた 一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対 して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等 なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組み を整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。

### 【中国電力に対する指導について】

3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。

### 【汚染水対策について】

4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国において もその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的 にも担保するように措置すること。

## 【原子力行政における情報の透明化等について】

5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の 影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

## I 周辺地域における防災対策の強化について

### 【原子力防災対策の強化について】

6 UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力 防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対 策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを 早急に構築すること。

- 7 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。 本年度も本県の原子力環境センター (県モニタリング本部)の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。
- 8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測するの活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

### 【原子力災害医療体制の整備】

- 9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。
- 10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。

# 国、島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、 保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこ。

## Ⅳ 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

## 【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】

- 12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を 周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止 措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。
- 13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する 系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害へ の対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に 行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。

### **光** 資料22



第201800127060号 防起第 7 0 9 号 -- 1 発 境 自 第 4 6 号

平成30 年8月 6

経済産業大臣 世 耕 弘 成様

鳥取県知事 平井伸沿

米子市長 伊木 隆 司

境港市長 中村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査 申籍の動きを踏まえた 要望について(送付)

申請の動きを踏まえた要望について (送付) 鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げ さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回責省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙 1

### 経済産業省への要望

# I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

## 【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が基大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

### 【中国電力に対する指導について】

3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の聴成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。

### 汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。
- 周辺地域における防災対策の強化について

### 【原子力防災対策の強化について】

- 5 UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- Ⅲ 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

## 【使用済燃料等に対する取扱い等について】

- 6 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。
  - 【中国電力に対する指導について】7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。



発境自第47号 第201800127060号 防起第709号-1 平成30年8月6日

> 颒 恕 點  $\equiv$ 1 内閣府特命担当大臣 (原子力防災)

恕 # # H 鳥取県知事

Įπ と K ₽ 米子市長

中本

汇 盤 境港市長 中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査 申請の動きを踏まえた要望について(送付) 鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げま

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及 び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基 づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したと

いう周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。 な ついては、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得ると お、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略 \*

別紙 1

### 内閣府(原子力防災)への要望

## 〇周辺地域における防災対策の強化について

### 【原子力防災対策の強化について】

- 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の 確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的 な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備につ いて財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職 員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必 要な資機材について国が広域的に確保すること。
- 十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地 自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめ とした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情 報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専 門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

### 【原子力災害医療体制の整備】

4 安定ョウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下して いる者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を 促進すること。



鳥第201800132418号 平成30年8月7

> 锤 出 粬 П 撫 島根県知事

懋

# H 鳥取県知事

汇 # 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく 意見について (回答) 平成30年8月7日付原第266号で照会のあったこのことについては、貴職の対応 で特段の差支えはありません。 なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり8月6日付けで回 答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力につい ては、特に強く求めました。 また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府(原子力防災)に対して別添写しの とおり要望しました。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるという ことも御賢察いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

※ 資料 20, 21, 22, 23参照

撷 衝 垬 濉 П

撫

島根県知事

第201800127060号 防起第 709 号 -1

Ø

平成 30 年 8 月 6 受境自第5

沿 # # H 鳥取県知事 10 と ₽ 米子市長

K

\$ # 境港市長

汇 搬 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見に

平成30年5月31日付原第154号で依頼のあったこのことについては、下記のとお しいて (回絡)

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるというこ

なお、中国電力株式会社には別紙のとおり回答します。 とも御賢察いただき、特段の御配慮をお願いします。

밅

中国電力株式会社による島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請の可否に 関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。

可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会 及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子 力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、回答する。

「別紙」は、資料20と同内容のため、省略



第201800221554号 防起 第1523号—1 第 6 2号 平成30年11月9 -Ш 車 米 ш

中国電力株式会社

獭 赵 쌲 ¥ 代表取締役社長執行役員 清 汇 # # 1 鳥取県知事

翅 K # 米子市長

ĪΠ

勝治 中 境港市長 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ

最終的な意見を留保し、8項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最 5月22日に安全協定に基づいて貴社からあった島根原子力発電所3号機の新規制 基準適合性審査申請に関する事前報告について、鳥取県、米子市及び境港市は8月6日に 終的な意見を提出することとしたところです。

このような中、9月4日に行われた原子力規制委員会の3号機に関する第1回審査会合 において、2号機と共通内容である地盤、津波等の解析結果が申請書に記載されていないの で、審査ができないと指摘されました。

あり、さらに続いて2号機でも同様の指摘があったことから、審査のみならず安全に対する 貴社が3号機の重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘が 貴社の姿勢に疑念の声が上がっています。

私たちは、2号機の審査が終了してから3号機の申請をすべきであると考えていたところ

あり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があった ことは、信頼関係を損なうものであり甚だ残念で遺憾に思います。

ついては、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

딞

1 この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して

対して真摯に対応すること。

今回の3号機及び2号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこ 平成30年8月6日付第201800127060号(別添写し)で申入れしたとおり、安全 協定を改定すること。なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的 ಣ 0

な意見を留保していることを申し添える。

ىرد

<b>沓料</b> 27	
<b>約</b>	

島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ

松	福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全	刈束寺の中し入れ   陌子力容雪等に関する竪舎由1.入れ。(関西広が浦今の一目と1.て)	美等の実力 ④ EPZが	原子力発電等に関する緊急申し入れ(関西広域連合の一員として) ・原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結す スァン	。ここの原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進等 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について 協議すること	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等締結	立地県並みの安全協定への改定について申し入れ	滑水副社長 本県申し入れに対する文書回答(立地県と同等の対応を行う) ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に 関する申入れについて(回答)	・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用 に係る確認事項について (回答)	潜水副社長 以下について申し入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策	について ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定 について	→(清水副社長)立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、 誠実に全ての項目に対しまして、対応させていただきたい等	苅田社長との意見交換	原子力防災対策(人件費など)の負担への協力要請	島根1号機廃止に係る申し入れ(厳正な安全対策の徹底、協定改定、防 災対策への協力等)	島根1号機の廃炉措置に係る申し入れ(廃止措置に関する安全確保、廃止措置 置計画、協定改定等)						天野支社長 島根3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申し入れ
示対者	山下社長	山下补馬	ロト社長	苅田社長		苅田社長	対田社長	清水副社長		清水副社長			苅田社長	苅田社長	清水副社長	芦谷支社長	清水副社長	迫谷副社長	迫谷副社長	迫谷副社長	平野副社長	天野支社長
場所	中電本社	中雪太社	中電本社	中電本社		中電本社	中電本社	県庁		中電本社			県庁	中電本社	中部総合事務所	県庁	県庁	県庁	<b>県庁</b>	県庁	1	県庁
年月日	平成23年	3 A 14 H	Я 27	8月8日		12月25日	平成24年 11月1日	平成25年 3月15日		12月17日			12月25日	平成26年 10月20日	平成27年 3月19日	5月15日	12月8日	平成28年 4月28日	6月17日	平成29年 6月27日	平成30年8月6日	11月9日

・周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと・安全協定を改定すること	県庁   芦谷副社長   立地自治体と同等の安全協定への改定すること ※副社長就任挨拶時	→(芦谷副社長)協定をどうしていくか、合格の時までに考えたい	県庁 籔根支社長 中国電力(株)の島根県周辺3市への協定改定に係る回答の鳥取県への報	告に対する申し入れ	・  おき  中が  なっ  に  親  の  お  な  な  に  な  な  な  に  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な
	令和2年	9月15日	令和3年	8月11日	

## **資料編** 資料28

## 島根原子力発電所に係る国要望

谷	・島根原子力発電所のBZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い(中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること、など)	<ul><li>・原子力発電所における安全対策の強化について(中国電力(株)に対し、地力自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること、など)</li></ul>	・中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要 た情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう 指導すること。 島根原子力希電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱 い、原子力災舎自肉策協議会への参加など。	・中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう、指導すること。 ・ 最根原子のFPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 ・ 最根原子の各別、 SPEDI精度の向上など。 原子が原告同対策協議会への参加、SPEDI精度の向上など。	・中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に行うよう指導すること。  は展展子力発電所のBP2が太と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同が配放大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、原子力災害合同が策協議会への参加、SPEDI精度の向上、防災資機材の具体的な整備方針(配備必要数等)を提示するとともに、当該整備や民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担すること、など。	<ul> <li>中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原子力落電所のBZの拡大と原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まる指式、機工に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ機重に判断すること、など。</li> </ul>	•		<ul> <li>中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</li> <li>原糸の運転に依る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること、など。</li> </ul>	・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域 に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏
要望先	内閣総理大臣、経済産業 大臣 (※東京本部を通じ て文書要望)	内閣府、経済産業省、民 主党本部、地元選出国会 議員	内閣府、経済産業省(原 子力安全・保安院)、地 元選出国会議員	内閣府、文部科学省、経済産業省(原子力安全 済産業省(原子力安全 ・保安院)、地元選出国 会議員	内閣府、文部科学省、経済産業省(原子力安全・保安院)、地元選出国会議員	内閣府(後藤斎副大 田)内閣官房、文部科学省(平野大臣)、経済産業省(平野大臣)、経済産業省(外野副大臣(原子力安全・保安院)、地元選出田会議員	内閣官房、文部科学省、経済産業省(原子力安全・保安院)	文部科学省(平野大臣)、環境省、厚生労働省地元選出国会議員	内閣府、環境省 (細野大臣)、経済産業省 (中摂政務官)	原子力規制委員会 (原子 力規制庁)
年月日	平成23年 3月15日	4 月20日	7 Я26 В	10月13日 20日	12,420 日	平成24年 4 月11日	5 A25B	7.19.13	7 月31日	10月10日

19月3日展子力展制を発金(係子 本、全全 発展がある。 19年2日 19月3日 原子力展制を発金((原子 本) を持ちる。 19年2日 1									
1924日 原子力規制委員会 (原子	まえ、安全 協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。原子力発電所の運転にあたっては、地力自治体の地域防災計画などの災対策が整備されていることを確認すること、交付金の執行は、原子関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定された UPに対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対かだっ、 カン	、原子力災害が発生した場合には 国の原子力防災対策の見直し状況 しを迅速に行うよう指導すること。 では、地域の安全を第一議とし、 を踏まえ、新たな原子力安全規制 を踏まえ、新たな原子力安全規制 な説明を行い国民的理解を得たう 投資)を緊急に実施する必要があ 投資)を緊急に実施する必要があ 交付金の限度額を撤廃し早期に交		中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などをまえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。原子力発電所の再稼締の判断に当たっては、地域の安全第一議とし地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちま状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。現	かなみずらになった。ボッスをお放ります。エストであります。 ボッスは 子のできない 大名 できない かん はい 大名 できない かん はい はい ない	「国電力(株)の島根2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きをBさえを受望について 原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所 運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。	Jの費用負担について UPZの原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施することが 要であることから、当県において放射線整備等の中心となる原子力線 センター(EMC)等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確 に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること、など。 30数割白組について	がで、「原子力療域といて、原子力療域という 中度までの3カ年で確実に整備できるよう、 置すること。	再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみな ず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力(水に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要 見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策 のいては法的にも担保するように措置すること。 高発的な仕組みを検討し、整備すること。 の要用自担について 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築
	0月24日原子力規制委員会(原子力規制庁)	H 8 H H 6 H	7月2日 原子力規制委 力規制庁 (池 月31日 経 済 産 業 省 官)、地元選出	原子力規制委員会、エネルギー庁 エネルギー庁 原子力規制委員会 (原子力規制委員会 (カ田制庁 (沖田 原合))	力規制庁(池田長官) 経済産業省(立岡事務 次官)、地元選出国会議 員	18日 経済産業省(立岡事務次 官) 19日 原子力規制委員会(原子 力規制庁(池田長官))、 地元選出国会議員	経済産業省(磯崎産業政 114日 務官)、原子力規制委員会 (原子力規制庁(池田長 官)) 19日	カ規制庁(池田長官))	資源エネルギー庁(多田 電力・ガス事業部長) ※末永総務部長、渡辺原 子力安全対策監対応

ること、など。 川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情 があっての判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセ スを規格化するものであってはならない。国は、再稼働の判断に当たっ ては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判 発行うこと。 映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフィルタベントや事故 時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査 を厳正に行うこと。 のいて法的にも担保するように指置すること。 カルマ法的にお担保するように発産がありに実施させること。汚染水対策に フルて法的にお担保するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕継みを、早急に構築す ること。	・再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一業とし、立地県のみなら ず周辺地域の意見を聴き、意見を暗まえて行うこと。 具直とを迅速に行うよう指導すること。 自直を迅速に行うよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するともに、汚染水対 策については法的にも担保するように措置すること。 の茶的な仕組みを検討し、整備すること。 多法的な仕組みを検討し、整備すること。 写子的応災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外 については、国や地域の青が確実に反映され の費用負担について 原子が応災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外 については、国や地域の自犯を表	・廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を 最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を復優先に取り 基礎もよう、厳正な検査等の規制及び中国電力(株)への厳格な指導を行う こと。 ・廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にするとと もに、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果をていね いに地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措 置に伴って発生する廃棄物の処理・必分について具体的にするとともに 本県をはじめとする地元自治体に説明すること。また、地元自治体 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。また、地元自治体 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 ・原子毎等組制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県 来子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全第一義として十分化協議を行い立地自治体と同等に対応するように 中国電力(株)を指導すること。	再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一業として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を開き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任権制を明確にした上で、国が責任を申って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。原子分落電所における全分策の確保について、周辺地域の声が確実に及映される法的な仕組みを整備すること。 原子分落電所における全分策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。 原子力発電所における全分策の確保について、周辺地域の声が確実にないをより活けなけて、安全協定の立地自治体と同等に対かる一つ迅速するよう指揮を行うこと。また自進しなりてはなで高いてもその内容を精査するともに、汚染水対策については法的にも租保するように措置すること。 国においてもその内容を精査するともに、汚染水対策については、本来は国においてもその内容を精査するともに、汚染水対策については、本来は国の責任においてあるの内容を精査するともに、汚染水対策については、本来は国の責任において財産制造に予算措置をしており、この経費については、本来は国の責任において財産が行われるべきであるが、適切な措置が集りにいる。この経費に必要な人件費をリロ2件、30km以違、も含めた対称強費について、国や電力会社が適けなら世間な受け待つ仕組みを早急に構築すること。第5年を始め、安
ること、など。  ・川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方があっての判断であり、このプロセスが他の地域の再稿スを規格化するものであってはならない。国は、再稼働では、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集終所をうこと。  ・バ道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフィル時における組織としての危機対応力などの新規制基準のを厳正に行うこと。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施させることのいて法的にも担保するように指置すること。 ・原子内が災対策を実施するうえで必要となる人代費等のについても、国や運力会社が相応の負担を行う仕損券等のについても、国や運力会社が相応の負担を行う仕損券をること。	・再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一業と す周辺地域の高足を強く、意見を踏まえて行うこと。 中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等 ・国国しを迅速に行うよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施させる いてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明する 策については法的にも担保するように措置すること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の る法的な仕組みを検討し、整備すること。 国の費用負担について、 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕類等 についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕類等 ること、など。	・廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる別 最優先として行われるよう、引き続き厳圧に安全確保 組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力(株)への) こと。 ・廃止措置については、その適正処理のプロセヌを早期( もに、安全対策をはじめとし実効性を厳圧に審査し、 いに地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の いに地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の、 いに指置段階の防災対策についても方金を切すこと。 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 ・原子布及び境権市に対して安全協定に基づく報告を行 全を第一業として十分に協議を行い立地自治体と同等 中国電力(株)を指導すること。	・再稼働の判断に当たっては、地方それでれの事情に基ろく了 り、安全を第一義として、立地と同等に本集等周辺地域の 国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明するこ 原子为音響所における安全が策の確保について、周辺地域の 反映される法的な仕組みを整備すること。 ・中国電力(株)に対して、安全協定の立地自治体と同等な内 するよう指導を行うこと。 ・島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させる は関し及び再稼働に向けての一連の手続きに対し、立地と するよう指導を行うこと。 ・島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させる は限するように措置すること。 ・1 P の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても 可能の原子力的災対策が求められている。この経費につい も担保するように措置すること。 ・1 C の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても の政をに体い、原子が電で所超り治体であっても で1 C の数をに体な、原子が電で所の正常に表していて、 の対策によって財源措置をしている。この経費について 国際の原子力的災対策が減められている。この経費につい も担保するように指数を背合に持続できであるが、適切だ にないため、県が独自に予算措置をしており、このことは対 っては不合理である。UPZ内ですら十分ではない周辺地域 に対する理である。UPZ内ですら十分ではない周辺地域 に対する理である。UPZ内ですら十分ではない周辺地域 が対策によるでは初かを早急に構築することが、適切 が対策に基づく廃析に向けての一連の手続きに際 ・原子有及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うこと。 ・展子有限び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うこと。
原子力規制委員会 (原子力規制庁 (池田長官))	(開 芳 山	原子力規制委員会原子力規制を員会原子力規制庁(池田長官)	資源エネルギー庁 (連橋大長)
	Z J 10	6 H 4 H	10.9.15.H

		全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように
12月17日	内閣府(白石政務官)	中国亀小(株)な事等もった。 UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と 同様の関子力防災対策が求められている。この経費については、本来は 国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現 しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にと っては不合理である。 ・本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させ ることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、 国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
平成28年6月17日	原子力規制庁(清水原面) ( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画等の審査に当たっては住民 の安全確保の観点から際正な審査、選用等を行うともに、廃止措置計 面の審査状況や審査結果について、島取県、米子市及び境港市並びに地 域住民へ分かりやすい説明を行うこと。 ・廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡、放射性廃棄物 等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、 係制も台ン酸格に審査すること。 ・原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法 のな仕組みを検討し、整備すること。 ・中国電力(株)に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域 にも核害が及ぶという実情等を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速 に行うよう指導すること。 に行うよう指導すること。 に行うようながするとと。 に行うようながするとと。 に行うようながないでなけ金について、必要な財源を確保するとと もに方もような事業について採択を行うこと。
10月19日	10月19日 内閣府(山本大臣)	・周辺地域の原子力防災対策に向けた財源の確保について ・放射線防護対策施設の整備について ・広境避難に係る物送手段の確保について ・安定ヨウ素剤(ゼリー剤)の追加製品化について ・人形峠環境技術センターの防災対策について
平成29年 4 月24日	原子力規制庁(安井長舎)	・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の認可を受け、廃止措置に係る 周辺地域の安全・安心確保等について適切な対処を強く求める。 ・廃止措置計画等の審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに 地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 中国電力(株)に対し、廃止措置計画等の審査結果(審査により追加・変 更した内容を含む。)について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市 に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 の都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うよう指導すること。 の都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体 と同等になたするよう指導すること。 ・使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の増むと。 があずました。 ・ の新型にと。 ・ の新型になり、 ・ の新型になり、 ・ の計算を基本としつ。 ・ 原子力発電施設の廃止措置に伴い 発生する放射性廃棄物の処分について ・ 原子力発電施設の廃止措置に伴い 発生する放射性廃棄物の処分について ・ 原子力発電施設の廃止措置に伴い 発生する放射性廃棄物の処分について ・ 原子力発電施設の廃止措置に伴い 発生する放射性廃棄物の処分について ・ 原子力発電施設の廃止措置に伴い 発生する放射性廃棄物の処分について ・ 原子力発電施設の廃止措置に体い 発生する放射性廃棄物の処分について ・ 原子力発電施設の廃止措置に体い 独組を加速をするとと、 ・ を名書音任の原刊を基本としつへ、国としても、 処分が円滑に実現 できるよう体制の確立に向け、取組を加速をせること。
6.4388	6月28日 內閣府 (山本内閣府特命租当大臣 (原子力防災)) 原子力 規制 庁 (安井長官)	(島根1号機廃止措置に伴う要望) 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民 及び要配慮者が迅速かつ女全に避難できるよう輸送手段や避離先の確 株、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き固が前面に立って調 整支援守ると。 2 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電 所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子 力防災対策に必要な人件権等の費用について、国や電力会社が適切な負 相を受け特つ仕組みを早急に構築すること。 原子力等電施股については、廃止措置段階においても島根原子力発電 所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子 力防災対策に必要な人件権等の費用について、国や電力会社が適切な負 展上措置の実施について採択を行うこと。 (島根1号機廃止措置に伴う要望) 1 廃止措置の実施については、住民の安全と環境の保全を図るため厳正 する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。特に する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。特に 行為決状況の調査・除去及び施設の解体撤去については、リスク管理を含 め厳しく監視すること。また、廃止措置計画の変更認可申請の審査に当たっ 活験に不らを確決の議点から廃止措置計画の変更認可申請の審査に当たっ 高機頂子力発電所より機に係る廃止措置計画中の疾受権等の結果に 2 島根原子力発電所よりが増加するでのかかがありや中、影

一然やび分格 元職、 うこ 民種優 る に	済に い実 元醸な 鳥指 、治 映 域迅 電子負	が道を、全整法に速実いこ
明を行うこと。 今後の計画変更においても、廃止措置中の適切な使用済燃料及び衛燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した業液や 財産等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分 地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分 が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め酸 中国電力(株)に対し、県民の安全等一義とし、関係自治体など地元 への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力を全文化の顧 成、自主的かつ主体税な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、地元 不全企作権規模、、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の顧 成、自主的かつ主体税な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、地元 の際、国民の十分企本対策を責任もって行うよう引き続き指導すること。 原子力防災対策と同いては、安全を第一をして適切に整備すること。 の際、国民の十分企業報を得るように丁等に認明する。との 原子力防災対策については、方が一の原子力災害に備えてと。こ の際、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整・支援 まること。 成・要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整・支援 まること。 原子力発電所における安全確保について、国が前面に立って調整・支援 まること。 原子力係電所における安全確保について、国が前面に立って調整・支援 まること。 原子力係で動し、整備すること。 原子力係が、安全対策の交付をについて、国が前面に立って調整・支援 まること。 原子力が近、安全対策の交付をについて、国辺地域の声が反映される 度子力防災・安全対策の交付をについて必要な財源を確保するとともに の要する事業について採択を行うこと。	後の 分円 な女の 生う に立 声 周直 子ろ廻性 に滑 とが的 民人 原理 子ろ 園園 テラ過度 いい が 知り カカリ の 関 を な 双原なり プロロ 区 地を 発原なり	
明を行うこと。 今後の計画変更においても、廃止措置中の適切な使用済燃料及び第 外の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統等にの影響的止及 地震等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響的止及 地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など担 への正確な情報提供、組織体制、数官訓練をはじめ原子力安全文化の 成・自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への所力なと 成・自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への所力なと 成・自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への所力なと 原上有防火が発を責任もって行うよう引き続き指導するとし 原上力放送対策については、安全を第一として適切に整備すること。 の際、国民の十分次理解を得てもいては、安全を第一として適切に整備すること。 の際、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整・ 東子力防電所における安全能離について、国が前面に立って調整・ すること。 原子力防災が対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住 保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整・ すること。 原子力防災が変化のかではかなどについて、国が前面に立って調整・ すること。 原子力防災・安全対策のが付金について、国辺地域の声が反映され 法的な仕組みを検討し、整備すること。 原子力防災・安全対策のが付金について、国辺地域の声が反映され とが対策できたがでがを付金について、と要な財源を確保するとと背 必要とする事業について採択を行うこと。	(島根1号機廃止措置に伴う要望) 「毎根1号機廃止措置に伴う要望」 「使用落燃料及び新燃料の機工や譲渡しが確実に行われるよう、使 燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確 影料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確 2. 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に ては、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑 現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。 3. 中国電力(株)に対し、展上措置の実施状況等について、地域住民 政果、来子市及び境港市に対して行うよう指導すること。 1. 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民 政果、来子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよ 専力、大手な原力を対策を責任もって行うよう指導すること。 本日電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺地域の声が される社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる社的な仕組みを検討し、整備すること。 なれる対のなどという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直し はた対する原子が防炎対策の行政負担が引き続き生じることから、 力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切 相を受け持つ仕組みを早急に構築すること。	矢道断層の熊正な審査について 今回の延長はこれまでの矢道断層の調査と評価についての信頼を揺る 今回の延長はこれまでの矢道断層の調査と評価についての信頼を揺る 所見の評価について、科学的に一点の疑義もないように畿正に審査等 行うこと。審査結果について鳥取県等へわかりやすい説明を行うこと など。 願子力発電所における安全確保について、原子力発電所におけるな 確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、 順子こと。 順子こと。 順子こと。 原子の大発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される かな仕組みを検討し、整備すること。 と影響が及えという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを正 に行うよう指導すること。 中国電力(株)に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域 も 影響が及なという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを に行うよう指導すること。 本長の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を 本長の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を 本長の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を 本長の原子力防災対策を充実させるため、原子内防災対策の財源を 本長の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力が、原本力能震を 本長の原子力防災対策を 本長の原子力能が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築者する
番間中の適合ないて周 のないな知 のないな知 のないな知 のないな知 が が が の が が が の が が が が が が が が が が が	強しいが の の の の の の の の の の の の の	調査と評価等。 基準地震 等へわかり 等へわかり いて、原し いて、周辺 が下、周辺 が下、周辺 が下、周辺 だとが、原子 ため、原子
いても、廃止措 計構で作り発 打性物でみ等に下分 行体のの適点も合う (安全の)適切 関係性、教育 (13、女全女) (14、女全女) (14、女全な等) (14、女全な等) (14、女全な等) (14、女全な等) (14、女全な等) (14、女会など) (14、女会など) (14 女会など) (14 女会	り要望) 19 四里解を得ながら前面に立っ 14 国本とは、 14 基本としつ、国としても、 16 基本としつ、国としても、 17 同分全全第一議とし、関係 18 展の安全を第一議とし、関係 18 展の安全を第一議とし、関係 18 展の安全を第一議とし、関係 18 展の安全を第一議とし、関係 18 展別を責任もって行うよう指導する 18 正措置の実施状況等について 17 対して分かりやすく丁寧な説 18 正措置の発施状況等について 17 対して分かりやすく丁寧な説 18 世間の各級階に係る一連の 18 でが境滞市に協議を行うことは 指導すること。 18 し、整備すること。 18 し、整備すること。 18 には、廃止措置段階においても 18 では、廃止措置段階においても 18 では、廃止措置段階においても 18 では、原止措置段階においても 18 では、原止措置段階においても 18 では、原止措置段階においても 18 について、国の電力 18 について、国や電力 18 には、原止措置段階においても 18 について、国や電力 18 について、国や電力 18 には、原止措置を見たいて、自己を 18 には、原止措置を対象ではないても 18 には、原止措置を対象ではないでも 18 には、原止措置を対象ではないでも 18 には、原止措置を対象ではないても 18 には、原止措置を対象である。 18 には、原止措置を対象ではないでも 18 には、原止措置を対象では、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、のか、	カルで 大道断層の書 大道断層の書 学的が一点の いて鳥取県等 全権保につ のすが反映 な一原子力が などを踏まえ などを踏まえ なりを踏まるた。
明を行うこと。 今後の計画変更においても、廃止措置中の 今後の計画変更においても、廃止措置中の 解体等の作業に伴う 放射性粉じ 小等について 地震等の自然災害への対応の観点も含め、放 中国電力(株)に対し、県長の安全を第一業 への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を への正確な情報と供、組織体制、教育訓練を の解、自主的かつ主体的な安全対策、周辺の形 5年、3年、3年、7年で同の 原工力防災対策については、安全を第一と の際、国の十分な理解を得るように丁寧に の際、関の十分が建解を得るように丁寧に の際、要配慮者が迅速かつ安全に避難できる 取子力格電所における安全確保について、 原子力格電所における安全確保について、 原子力格電所における安全確保について、 原子力格電所における安全確保について、 原子力が減・安全対策の交付金に必要 すること。	島根1号機廃止措置に伴う要望 使用済燃料及び新燃料の機出や譲渡しが確実に行わす 使用済燃料及び新燃料の機出や譲渡しが確実に行わす 取り配むこと。 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃弱 ては、発生者責任の原則を基本としつ。 国としても、 現できる方体制の確立に向け、取組を加速させること 用電右力(株)に対し、県民の安全を第一議とし、関係 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一議とし、関係 中国電力(株)に対し、県民の安全を第一議とし、関係 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施状況等について 成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災 と、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導す 以、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導す は、万全な原子力安全対策を責任もつで行うよう指導す は同等に対ける安全対策の確保について、周辺 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺 原子力発電施における安全対策の確保について、周辺 はに行うよう指導すること。 中国電力(株)に対し、防止措置の各段階に係る一連の 原子力発電施記における安全対策の確保について、周辺 原子力発電施設については、廃止措置段階において、 原子力発電施設については、廃止措置段階において、 所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じる 力防災対策に必要な人件費等の費用について、国心電力 力防災対策に必要な人件費等の費用について、国を電力	
明を行うこと。 今後の計画変更におい 今後の計画変更におい 準体の管理や譲渡し、廃止 地震体等の自然災害への次 が起露すること。 中国電力(株)に対し、 への正確な情報提供、総 成、自主的かつ主体的が足、 方を原子力疾を対策を 原、自主的かつ主体的がしまれる。 原、自主的かの主体的がは、 原、自主的かの主体的がは、 原、自主的かの主体的がは、 原、自主的かの主体的がは、 原、自主的かの主体的がは、 原、自主的かの主体的がは、 原、自主的かの主体のが、 原、自主的が、主体のが、 原、自主的かの主体のが、 原、自主的かの主体のがは、 が、自主的かの主体のがは、 が、自主的かの主体のがは、 が、自主的かの主体のがは、 原、自主的かの主体のがは、 原子力が、対象を対策を 原、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 の際、要請の具体的な仕継が、 のので、要請している。 のので、をしている。 のので、 の	(島根1号機廃止措置に得 使用系統萃及反對燃 終料の再処理等、回が国 取得和むこと。 原子力発電施設の廃」 現できるよう体制の確立 現できるよう体制の確立 現できるよう体制の確立 中国電力(株)に対し、 、万全な原子力安全余 中国電力(株)に対し、 等人と。 中国電力(株)に対し、 等人の部度鳥取県、米子市 体と同等に対応するよう 体と同等に対応するよう 体と同等に対応するよう (本) 方名を助な場場、米子市 本日の第一次できます。 市国電力(株)に対し、 本の部度鳥取県、米子市 本日の第一次できます。 市国電力(株)に対し、 本の部度鳥取県、米子市 本との都度鳥取県、米子市 本との都度鳥取県、米子市 本との都度鳥取県、米子市 本との都度鳥取県、米子市 がでするに対け、 にと被害が及ぶという身 原子力発電施限等・プロ 原子力発電施限等・プロ 原子力等電施提等・プロ 原子力等電施限等・プロ 原子力等電施限等・プロ 原子力が のが、対する 所述する原子を が対する原子を が対する原子という身 を が対する原子という 原子力発電施限等・プロ 原子力が が対するに、 原子のは、 原子の方に、 原子の 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に、 原子の方に 原子の方に 原子の方に 原子の 原子の方に 原子の 原子の 原子の 原子の 原子の 原子の 原子の 原子の 原子の 原子の	外通時層の験にな審値 今回の延長はたわまて 時層とも低に、 行うこと。審査結果に 行うこと。審査結果に など。 備子人発電所における 存すること。 備すること。 のな仕組みを検討し、 中国電力(株)に対し に行うよう指導すること。 中国電力(株)に対し、 に行うよう指導すること。 という事件の原うとのでは に対っように対して に対ったがは のないのでは のないのでは のないのでは に対ったが に対った。 に対った。 に対った。 に対った。 に対った。 に対った。 に対った。 に対った。 に対し、 に対った。 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、
明 。	1	
	<b>多</b>	原子大 務官)
	in 1	見制 委員 会 (安井長官) (安井長官) (安井長官) (安井長官) (安井長官) (安井長官) (安井氏官) (安井氏官) (安井政 (安吉) (安吉) (安吉) (安吉) (安吉) (安吉) (安吉) (安吉)
	**	   (公   () () () () () () () () () () () () ()
	 	原子力規制委員会原子力規制於(安井長官) 規制庁(安井長官) 経済産業省(大串政務官)
		7 月 20 日 .
	ဖ်	

°°°	<ul><li>・本県が原子力防災対策の責務を果たすためには、原子力防災対策の確実な財源措置が必須であり、人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</li></ul>	
	経済産業省 (平木政務官)	原子力規制庁
	12月18日編	平成30年 8 月 6 日 1 日 9 日 8 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9

もに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく 説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害 を防止するために必要な措置を命ずること。 13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性約じん等 の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性務別と人等 の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性務別と、 トラ 性型は今処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われる	8月6日資源エネルギー庁(小澤 (島根3号機に関する新規制基準適合性審査申請を踏まえた要望) 取策総括調整官) [周辺地域を含めた安全対策について] [周辺地域を含めた安全対策について] (周辺地域を含めた安全対策について] 最 [個別地域を含めた安全対策について] 最 [個別地域を含めた安全対策について] 表 [個別地域を引きためい。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するととし、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにするよう指導するととし、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。 「原子力発電所の終慮の判断にあたっては、地震・溝破・人山等の自然気害や複数グラントでの同時事故等によるシビアアシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査したで、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持つて審査結果、稼働の安全性と必要性を任民に丁寧に万かりやすく約明すること。 [和電力(株)に対す、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全性の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への筋力など、万全な原子力安全対が成立て行うよう監督及び指導すること。 [行券次本対策について] 日においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染本対策については法的にも担保するように指置すること。	治体であっても   15体であっても   15体であっても   14乗等の経費に   14条   14条   15k   15	8月6日内閣府(中川内閣府担当 (島根3号機に関するがありかす)、859年717より4年3年30~2~3 大臣 (原子力防災) 1 (原子力防災が限の強化について) 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輪送手段段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原着方の近接機材の迅速から的確立に対して対対を構築情事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を不成し、体制を整備すること。 広域福祉避難介の必要な資格の多動手段及び必要な底様(事者、かること) 近畿福州助政党教育の次数に高保すること。 大ることの、政権指則の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策が求められることのより、企業権計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策が対策にとから、超季計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策にないることが、立た自己権保すること。 また、UPZの設定に伴い原子力経、電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。 また、UPZの設定に伴い原子力経、電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が対域の合併を受け特になめっても立地自治体と同様の原子力防災対策が対域の登りに対象を手場に構築すること。また、UPZの設定に伴い原子力が影響を持ちて、国や電力会社が適切な負担を受け特に出来を予測する情報の活用が有用とあるため、国が責任を持って、拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って
--	--	---	--

活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。 こと。 [原子力災害医療体制の整備] 1 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により 職下機能が低下しているはついても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼ リー剤の3、リケラム規格の開発製造を促進すること。	「周辺地域を含めた安全対策について】 「福島原発事故において周辺地域が基大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一進の手続きにおいて、立地自治体と同等に対すする仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため、中国電力(株)との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自体の位置づけを明らかにすること。原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・水山等の自然災・原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・水山等の自然災・原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・水山等の自然災・東子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・ボッゴは安全性を燃格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧にわかり	やすく説明すること。 [中国電力(株)に対する指導について] 中国電力(株)に対する指導について] 中国電力(株)に対する場づとの安全第一義とし、関係自治体など地元への正確な背る避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全 対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。 [汚染水対策について] ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、 ・周末がいてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚 乳水対策については注めにも担保するように措置すること。	UP 20設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と 同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化 をはじめとした原子力防災対策に必要な人件等等の経費について、国や 電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 [汚染水対策について] 風においてもその内容を構産し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚 環本対策については法的にも担保するように措置すること。	UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と 同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化 をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や 電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。	【周辺地域を含めた安全対策について】 ・福島原発事故において周辺地域が基大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力(株)に対して指導すること。このため、中国電力(株)との間における全金協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数ブラントでの同時事故等によるシピアアクシデント対策など、まずは安全性を燃格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果及び稼働の判断視視していて住民に丁寧によいかりやイス、説明すること。	・中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の離成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を申って行うよう監督及び指導すること。 「汚染水対策について」 「海染水対策について」 国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともた、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 「原子力行政における情報の適明化等について」 「属子力行政における情報の適明化等について「商品第一原等事故に関するが徹底した情報公園、原子力発電所の状況を放
	経済産業省(安藤事務次官)				原子力規制庁 (荻野長官)	
	令和元年 8月9日 1				令和元年 8月9日[	

「原子力防災対策の強化について」  ・ UP Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全 カオの交付金を十分確保すること。本年度も避難迅速化に向けた先進システムの整備やモニタリング体制の強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。 ・ UP Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることがら、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人体費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ任理が多れることがら、避難で動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。 ・ 避難不動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。 ・ 避難不動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。 ・ 近極社が置の技術で必要な資極が指が、のでは、大利を表して活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的な支援を行うこと。 ・ 「原子力災害医療体制の整備) ・ 安定ヨウ素剤について、専門的、技術的及び財政的な支援を行うこと。 ・ 安定コウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により職下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤のmの無力を利用によった。ゼリー剤のmの無力を表本とし、ゼリー剤のmの無力を表本とし、ゼリー	内閣府 小泉特の担当大臣 [原子力防災対策の強化について]  ・万が一の原子力防災者が発生した場合には、周辺地域にも基大な被害が及ぶことから、再稼働に当たっては、立地のみならず周辺地域の意見も踏まえめる「緊急時間に当たして慎重に判断すること。また、国において取りまとめる「緊急時対応」について、立地のみならず周辺地域の個別の状況に基づきそれぞれの地域課題に対処すること。  ・UP Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と合はじめとした原子力防災対策に必要なれた機等の高費について、国や者はにおとした原子力防災対策に必要な人件等等の選集にの一定をはじめとした原子力防災が対応と要な人件等等の選集にに同くさけた。  ・UP Z における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保がを一般強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。避難退域時後査に使用する資機材、遠隔操作による信号機の集中制御システムなどによる避難迅速化に向けた体制整備及び緊急時モニタリング体制強化を含めて国において必要な財際を措置すること。  ・避難問の実効性を深化させるため、国の責任において輸送手段や避難先の確保、避難追路の整備、広域の交通規制、ゼリー状安定ョウ素剤の服用対象の社会と行うこと。	(交) (
	10月27日日	令和 2 年 7 月21日 11

	・島根原子力発電所2号炉の安全確保については、今後行われる工事計画 器可等所要の法令上の手続きについて、開係事業者等の安全管理体制も 含め、燃格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関し イ新た幼児を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その 内容について限民心分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。 中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府 を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係 る安全の確保については政府が責任をもってが処すること。さらに、万 が一事故が発生した場合には、全責任をもってが処すること。さらに、万 が一事故が発生した場合には、全責任をもってが処すること。さらに、万 が一事故が発生した場合には、全責任をもってが処すること。さらに、万 所子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対 策、原子力路(設対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、 その内容については、原元分かりやすく説明するとともに、外交等を の内容については、原子力等電所の汚染水対策を、適切に実施させ ること。 はて数然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力 対撃に対して的郷するため、自衛隊による対処も含め万金を増すこと。 また、原子力発電所への力はをとが隠念されるような事態となった 場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に 緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止を出速に命じることとし、特に 素をを要する場合は、原子力事業者が直ちて運転をなるよう事業 確かに対して対象に基づく国民保護措置をはじめとした対策 整難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策 を避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策 を踏等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策 を確等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策	「原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について」 ・原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について、 第、隔子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、 をの内容については、県民に分かりやすく能明するとともに、外交等を 通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力 攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。 また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった 場合には、原子力等業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に 緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業 者の指導を行うこと。さらに、原子力等電所に対する武力攻撃時の住民 整確等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策 を万金に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。	【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】 ※申し入れ内容は4月6日防衛省要望と同じ
內閣府 務合副子 子力防災担当)	(茶野長) (大力規制庁(茶野長)	6 日 防衛省(鬼木副大臣)	外務省 (小田原副大臣)
令和4年 3月30日	4月6日	4 J G B	4月6日

米子・境港間の高規格幹線道路の早期事業化について】 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避職者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり早期整備を行うこと。	<ul><li>・境港間の高規格幹線道路の早期事業化について】</li></ul>	(島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について、 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及 い環境の保全を図ることを最優生に、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全性を確保しつつ円滑かつ着実に実施するとともに、建やかに安全かつ確実に廃作していては、海染の程度 とかつ確実に廃存作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然 発等、砂料線管理区域内の設備の関係能表作業については、汚染の程度 に応じた適切な作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然 がまたにた適切な作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然 がませるの数にな成対を講定るよう指導すること。 を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うこと をはじめ、立地目治体を回導に対応するよう指導すること。 をはじめ、立地目治体を回導に対応するよう指導すること。 中国電力(株)に対し、廃止措置の第2段階以降の変更に際しては、安全 を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うこと を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うこと をはかり、立地目治体を回導はが行るについて、地域住民、鳥取 県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明 を行うよう指導すること。 と、責任をもって介全が原をとし、関係自治体など地元へ の正確が情報提供、組織体制、教育訓練をにじめ原子が文字文化の顧 成、自主的かつ主体的な安全対策、周ひらがが存在っます。 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、国も使用済燃料対策 に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄がの最終が多の場合な 行われるよう指導すること。また、カリアランが剛度によって国の確認 を得われるよう指導すること。また、カリアランが剛度によって国の確認 を得たものを含め、本県一特も込まないよう指導すること。 中国電力(株)に対し、原上計置の発展に対いて安全かつ適切に必分が 行われるよう指導すること。また、カリアランが剛度によって国の確認 を得けするよう指導すること。 中国電力(株)に対し、廃止措置の実施に当たって、本県地元企業の活用 を得計するよう指導すること。 に対する属に力が送り着が合きをした。 に対する属すが成りを見が高値が引き続き生じることから、原子力 に対する属にがない要なとは、適口な自己を受け持つ仕選をの書に構築すること。	[島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について] ・廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置中画の変更認可申請の審全を廃正に行うとともに、廃止期間中に対しても場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線破ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。 ・廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びについては放射線破ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。 ・ 施止措置計画の変更認可申請の姿を発・護とし、関係自治体など地元への原土が規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かやすい説明を行うこと。 ・ 通信をしつ分かりやすい説明を行うこと。 ・ 責任をもの分かりをすい説明を行うこと。 ・ 関係自治体のに対し、東に汚染なを第一議とし、関係自治体など地元への正体的な安全が解、周辺自治体の防災対策への協力な と、責任をもって万全な原子力安全対策、周辺自治体の防災対策への協力な と、責任をもって万全な原子力を全対策を行うよう引き続き指導すること。 ・ 使用済燃料の機出や譲渡しが行われるまでの間、原子力規制検査等によって ・ 原止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制と合いでは、廃止措置の段階に応じな全か、適切に行われるよう、放射性粉質の 編えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・ 原止措置に供い発生する系統除染に使用した薬液や解体等のに対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 加えも発展が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・ 原止措置に投い等が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・ 原止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。 ・ 原止持置をはおかったは、廃止措置段階においても島根原子力発電所
7月13日   国土交通省(斉藤大臣)   【米子・地元選出国会議員   島根原   島を通	11月15日 国土交通省(古川政務【米子官)	中に早の日本では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(中国 原本力規制委員会 (片山 (島根) - 塚上 (東京) - 塚子 (東京) - 第七次 (東京) - 塚子 (東京) - 第十次 (東京) - 第十分 (東

		に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力
		防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担
		を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
10月17日 内閣府	f (淹沢副大臣)	【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】
		・原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所
		に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力
		防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担
		大月に有(二名と、中のこの事物十2~)

### **資料編** 資料29

## 鳥取県原子力安全顧問設置要綱

#### (顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング (以下「環境放射線等モニタリング」という。)、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的側点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問(以下「顧問」という。)を設置する。

#### (顧問の職務)

- 第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。
- (1)環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
- (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
- (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
- (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

#### (顧問の委嘱等)

- 第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。
- 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して参嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

#### (顧問の欠格事項)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。
- (1)原子力事業者等(営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理者しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同 じ。)又は法人である原子力事業者等の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3)顧問の委嘱の日(以下「委嘱日」という。)の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4)同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は、委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5)同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

#### (顧問の委嘱手続等)

- 第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第1号)の提出を求める。
- (1)この項の規定により申告する日(以下「申告日」という。)において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項
- (2)当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの客附について、申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)における客附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- (3)申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び申職業券
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第2号)を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1)申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその客附金額
- (2)申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子 力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。
  - 4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により 申告された事項を公表する。

## (鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから 適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、 県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

#### (事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

#### (その色)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 所 記

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

## **全料編** 資料30

## 鳥取県原子力安全顧問会議の開催状況

		F11月25日・原ナガの炎訓練のありがそりについて ・原子力防災図上訓練計画について ・島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について ・広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について			5 Я 16 В	12月19日・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電 ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計 間題に係る有発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計 間関に係る有発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所とフターを関機をについて ・原根原子力発電所を12世末の20世間 ・平成28年度鳥取具原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)の実施結果 について ・島取具中部地震に係る人形峠環境技術センターでの警戒事態の発生について	<ul> <li>■ 15月26日・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について・島根原子力発電所2号機適合性審査の状況について・不適切事案(LLM、ダクト問題)の対応状況について・平成28年度モニタリング結果の評価について・平成29年度平常時モニタリング計画について・平成29年度平常時モニタリング計画について・平成29年度平常時モニタリング計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	3月19日・県地域防災計画 (原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について て ・島根原子力発電所2号機の基準地震動について ・島根原子力発電所2号機の審査状況(中間報告)について
1		<b>ポル×20平11月29日</b>	平成27年1月26日		平成28年5月	12月	平成29年 5 月26日	平成30年3月19日
	選出 人 204 用	+ 70.20年度 第 1 回	平成26年度第20回	平成27年度 第1回	平成28年度 第1回	平成28年度 第2回 第2回	平成29年度 第 1 回	平成29年度 第2回

		・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水 流量計の校正記録の不適切な取扱い事案について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物機出検査装置の放射能濃度測定 プログラム不具合の原因と対策について ・平成29年度モニタリング結果(中間報告)の評価について
1	5月2・15日	(水)
平成30年度 第1回	9	
平成30年度 第2回	平成30年7月13日	<ul><li>・島根原子力発電所3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について</li></ul>
平成30年度 第3回	平成31年3月25日	・島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について ・島根原子力発電所2・3号機の審査状況について ・ウラン濃縮原型プラントの廃止措置計画認可申請について ・平成30年度モニタリング結果(第1~3四半期)の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画(案)について ・東成31年度平常時モニタリング計画(案)について
令和元年度 第1回	書面による持ち回り開催 %新型コロナウイ ルス感染症予防	・平成30年度モニタリング結果 (第1~3四半期)の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画 (案) について ・鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編)・鳥取県広域住民避難計画の 修正について
令和2年度 (特回り)	書面による特ち回 り開催 (2月8~15日)	・人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画の認可について
令和2年度 第1回	(27 o ~ 13 H) 令和 3 年 2 月25日	・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について ついて ・令和2年度平常時モニタリング測定結果(第1~3四半期)について ・令和3年度平常時モニタリング測定計画(案)について ・鳥取県の原子力防災対策(令和2年度結果及び令和3年度予定)について て ・島根原子力発電所1号機廃止措置の状況について ・島根原子力発電所1号機廃止措置の状況について
令和3年度 第1回 1回 1	10月17日	<ul> <li>・人形峠環境技術センターの核燃料物質使用変更許可申請(核燃料物質使用施設の部分的な機器撤去等)の審査結果について</li> <li>・島根原子力発電所2号機の現地視察</li> <li>(現地視察の概要)</li> <li>・ 事な対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策は水産がの拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策を放力に水壁)、屋外のボンブ車等から原子炉格納容器等に注水するための可能型設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等者を確認した。</li> </ul>
令和3年度 第2回 令和3年度 第3回	11月8日	・国から島、地原子力発電所2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。 ・島根原子力発電所2号機の審査結果について、顧問が確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見として県に提出 (顧問会議意見の概要) 原子力規制委員会による最新の知見に基づく厳正な審査が行われ、顧問 が専門的観点から抽出した論点について、適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により、島根原子力発電所2号炉の安全性確保に必要な対策が講じられていることを確認した。

	和4年3月18日	令和3年度  令和4年3月18日 ・顧問会議意見(令和3年11月17日報告)」の提出以降、米子市・境港
第4回		市の原子力発電所環境安全対策協議会委員等から寄せられた、島根原子
		力発電所2号機の安全性等に関する意見に対し顧問から説明
令和4年度 令	和4年5月23日	令和4年度   令和4年5月23日  ・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正に
第1回		ついて
		・令和3年度平常時モニタリング測定結果について
		・令和4年度平常時モニタリング測定計画(案)について
		・鳥取県の原子力防災対策(令和3年度結果及び令和4年度予定)につい
	,	<i>Y</i>
		<ul><li>・島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針について</li></ul>
		・島根原子力発電所1号機廃止措置状況について
		・人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置の状況について

## **資料編** 資料31

# 鳥取県原子力防災専門家会議の開催状況

開催日等 内 容	平成23年5月24日・原子力防災連絡会議の設立について	・原子力防災の課題等について・・今後の権計について	9月14日・中間報告についた		平成24年3月28日・今後の連絡会議の位置づけについて	・原子力防災訓練について	・連絡会議の参加機関について	7月19日・避難計画の検討状況について	・モニタリングポストの配備計画について	・原子力規制組織等の見直しに係る状況について	・地域防災計画(原子力災害編)の見直しについて	・原子力防災訓練の実施について	11月21日・広域避難計画について	・地域防災計画(原子力災害編)の作成・修正について	- 平成24年度原子力防災訓練の実施について	12月27日 - 原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明	・島根県及び鳥取県における原子力安全・防災対策の状況について	平成25年1月26日・訓練の振り返り	・人形峠環境技術センター事故事案(停電事故、非管理区域における放射	性物質の漏洩)について	・原子力事業者防災業務計画の修正について	5月27日・平成24年度環境放射線モニタリング結果の評価について	・平成25年度主要事業について	・鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について	・鳥取県緊急被ばく医療計画について	・島根原子力発電所の安全対策実施状況について	・人形峠環境技術センターの事案報告について	11月30日・島根原子力発電所2号機新規制基準への適合性確認申請の概要について	平成26年2月17日・島根原子力発電所2号機新規制基準への適合性審査について	・平成25年度原子力防災訓練の振り返りについて	・鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正に	という	5月19日 - 島根原子力発電所2号機新規制基準適合性に係る審査状況等について	・平成25年度環境放射線モニタリング結果の評価についてませるかか 佐藤 ユナイギ の手(で)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 9月16日 ・ 島根原子力発電所2 号機の新規制基準適合性審査の状況等について ・	- land to the second of the
開傷	平成23年度	第1回	平成93年度	無2回~	#1			平成24年度	第1回				平成24年度	第2回		平成24年度	第3回	平成24年度	第4回			平成25年度	第1回					平成25年度	25年度	第3回			平成26年度	第1回	平成26年度	- I

# 鳥取県原子力安全対策合同会議の開催状況

審議事項	・島根原子力発電所1号機廃止措置計画・自相でスカ発電所3号機廃止指置計画・自相でスカ発電売3号機株や金土市外総対加抵部正が記力が近出が設立	・ 面で投げし、発見して、ものでは、国人・中の・とのでは、「のでは、「のでは、「のでは、「の、ない」、「の、上代・人を、「の、「し、」、「し、」、「し、)、「し、」、「し、」、「し、」、「し、「、「、 し、)」、「、 し、、 ロ ・・ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	・原子力安全対策顧問会議(同日午前中に開催)からの報告	<ul><li>・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査状況につい</li></ul>		・鳥取県原子力安全顧問会議(3月19日に開催)からの報告	平成30年7月24日 ・島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性審査申請につい		・原子力安全顧問会議(7月13日に開催)からの報告	・島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制(内閣府)	・国のエネルギー政策(資源エネルギー庁)	・島根原子力発電所2号炉の審査結果 (原子力規制庁)	・島根原子力発電所の安全対策、必要性(中国電力(株))	(その他) 鳥取県の原子力防災に関する取組 (鳥取県)	<ul><li>・島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果等に関する鳥</li></ul>	取県原子力安全顧問会議意見等について(鳥取県原子力安全顧問)	・島根2号機の安全対策、避難対策等に関する米子市、境港市の安対	協に意見について
開催日等	平成28年5月22日		平成29年5月26日		平成30年3月29日			平成30年7月24日			令和3年11月8日					令和3年11月22日		令和4年2月16日	
出	平成28年度第1回	I K	平成29年度	第1回	平成29年度	第2回		平成30年度	第1回		令和3年度	第1回				令和3年度	第2回	令和3年度	第3回

4	/ / / / / /			
Į		11.5		
ļ		U	K	

選	開催日等	本
平成 23 年度 第1回	平成24年1月31日	・島根原子力発電所の現状 ・閣議決定の内容等 ・鳥取県等への影響とその対応
第2回	2月22日	・訓練を通じて参考となった事項 (よかったと思われる事項) ・訓練を通じて明らかとなった問題点と検討の方向等 ・新たな課題と今後の検討の方向等
平成 24 年度 第 1 回	5月9日	<ul><li>・原子力行政の現状</li><li>・原子力行政の現状</li><li>・原子力安全体制整備スケジュール</li><li>・ワーキンググルーブ (WG) の設置</li><li>・課題と対策</li><li>・福島県への調査チーム派遣</li></ul>
第2回	7月23日	<ul> <li>最新情報</li> <li>住民遊離の進捗状況等の報告</li> <li>避難保険ごとの課題の把握と避難に伴う防護対策、後方支援等についての検討</li> <li>中国電力(株)との安全協定の見直し</li> </ul>
第3回	9月12日	<ul><li>・最新情報</li><li>・防災基本計画(原子力災害対策編)の修正と県の対応・県地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・住民避難計画の作成</li></ul>
第4回	12 月 27 日	・現状 ・地域防災計画 ・鳥取県広域住民避難計画 ・進捗状況
第5回	平成35年1月22日	・国の原子力行政の現状について ・放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について ・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の各訓練実施要領につい  て
第6回	1月29日	<ul><li>・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について</li><li>・原子力災害体制整備の検討について</li><li>・今後のスケジュール等</li></ul>
平成 25 年度 第1回	4月26日	・今年度の取組方針 ・原子力災害対策指針の改定原案について(原子力規制庁から説明) ・原発の新規制基準(案) について(原子力規制庁から説明)
第2回	9月5日	・今年度の取組状況と今後のスケジュールについて・新規制基準について(原子力規制庁から説明)・交付金の交付決定状況への対応・原子力防災訓練について
第3回		<ul><li>中国電力(株)からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての 情報提供と今後の進め方についての協議</li></ul>
第4回		・中国電力(株)による説明「新規制基準適合申請の内容」 自相店フカ%季記の目機の金本心的符
平成 26 年度 第 1 回	平成多年4月22日	・島根原十刀発電所と号機の審査状況等・検討事項(取組の基本方針) ・ 今年度の取組
第2回	7月23日	・島根原子力発電所2号機の状況等・平成 26 年度原子力防災訓練等について・本成 26 年度原子力防災訓練等について・広域住民避難計画説明会の状況(米子市、境港市)
平成 27 年度第10	平成 27 年 10 月 13 日	<ul> <li>・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱い。</li> <li>・局根原子力発電所2号機の審査状況について 島根原子力発電所1号機の廃止措置について</li> <li>・島根原子力発電所1号機の廃止措置について</li> <li>・島取県の再子が労労の取組みたついて</li> </ul>
平成 28 年度 コアメンバー 第 1 回	平成38年6月12日	・廃止措置等の経緯について
平成 29 年度 第 1 回	平成29年5月16日	・廃止措置計画の認可について
平成29年度	6 В 24 В	・廃止措置等の経緯について

## 原子力防災連絡会議設置要項

#### 1. 目的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが 進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連 携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

#### 2. 組織

- (1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
  - (2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。(3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることがで о Н Н
- (4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

#### 4. 事務局等

- (1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
- (2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

この要項は、平成23年10月12日から施行する。 この要項は、平成24年7月19日から施行する。 この要項は、平成23年9月14日から施行する。 この要項は、平成23年5月24日から施行する。 この要項は、平成26年4月28日から施行する。 平成27年5月22日から施行する。 この要項は、平成29年3月27日から施行する。 平成26年2月7日から施行する。 平成31年4月1日から施行する。 令和5年3月29日から施行する。 この要項は、 この要項は、 この要項は、 この要項は、 

#### (別表)

備札										議長
職名	防災部長	防災安全部長	統括危機管理監	防災部長	防災安全監	総務部防災監	警備部長	危機管理局長	警備部長	防災部長
死	Æ	Æ	七	七	七	七	察本部	当	察本部	省
巨	松江	田	安来	雲南	* 7	境 港	鳥取県警察本部	鳥 取	島根県警察	島 根
uel	₩,	-1	114/	ille ille	_	47)				m#I

## 原子力防災連絡会議の開催状況

	開催日時	審議の内容
第 1 回	平成23年5月24日	<ul><li>・原子力防災連絡会議の設立について</li><li>・原子力防災の課題等について</li><li>・今後の検討について</li></ul>
第2回	9月14日	<ul><li>・中間報告について</li><li>・今後の進め方について</li></ul>
第 3 回	平成24年3月28日	<ul><li>今後の連絡会議の位置づけについて</li><li>・住民避難対策等の検討状況について</li><li>・原子力防災訓練について</li><li>・連絡会議の参加機関について</li></ul>
第 4 回	7月19日	<ul><li>・避難計画の検討状況について</li><li>・モニタリングポストの配備計画について</li><li>・原子力規制組織等の見直しに係る状況について</li><li>・地域防災計画(原子力災害編)の見直しについて</li><li>・原子力防災訓練の実施について</li></ul>
第 2 回	11月21日	・広域避難計画について ・地域防災計画(原子力災害編)の作成、修正についた ・平成 24 年度原子力防災訓練の実施について
回9歳	12月27日	<ul> <li>原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説 制限</li> <li>・ 島根県及び鳥取県における原子力安全、防災対策の状況に ついて</li> </ul>
第7回	平成26年2月7日	<ul><li>・新規制基準適合性確認審査への対応について</li><li>・地域防災計画の修正について</li><li>・原子力防災訓練の評価結果について</li><li>・避難時間推計(ETE)について</li></ul>
服 8 回	平成 26 年 4 月 28 日	<ul> <li>・広域避難に係る取り組みの状況について</li> <li>・平成26年度原子力防災訓練について</li> <li>・島根、鳥取両県におけるモニタリング体制について</li> <li>・島根県知事による福島第一原子力発電所等の視察について</li> <li>・オフサイトセンター等の放射線防護対策について</li> </ul>
第9回	5月30日	・避難時間推計について
第 10 回	9月3日	<ul><li>・原子力防災対策に係る取り組みについて</li><li>・緊急時モニタリング計画について</li><li>・平成26年度原子力防災訓練について</li></ul>
第 11 回	平成27年3月26日	・緊急時モニタリング体制について・・避難計画実効性向上のための取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 12 回	5月22日	・設置要項の改正について ・平成 27 年度原子力防災訓練について ・「島根地域の緊急時対応」の策定について ・原子力災害における避難行動要支援者等の把握について
第13回	11月10日	・原子力防災対策に関する取組について・「島根地域の緊急時対応」について
第 14 回	平成28年2月10日	<ul><li>・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について</li><li>・島根2号機の取水槽等の鉄筋工事に係る申告について</li><li>・原子力防災訓練の訓練評価について</li><li>・地域防災計画(原子力災害対策編)の修正項目(案)について</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
第 15 回	3月30日	<ul><li>・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について</li><li>・広域避難計画の修正について</li><li>・原子力防災対策に関する取組について</li></ul>
第16回	平成29年3月27日	・原子力防災に関する取組について

もたっいて 骨化について 等の修正について 長こついて	原子力防災に関する取組について 設置要項の改正について 原子力防災の取組について 地域防災計画等の修正について	「半成 30 年度原士力別が訓練」の政未敬受について 地域防災計画の修正について 原子力災害時の新型コロナウイルス感染病対策について	「島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて 令和3年度原子力防災訓練について 島根2号機の新規制基準審査に係る住民説明会の開催検 討等について	原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について 47 かの改正について 令和3年度原子力防災の取り組みについて	原子力防災連絡会議設置要項改正について 島根県地域防災計画 (原子力災害対策編)の修正について	原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュ アルの改正について 令和4年度原子力防災の取組について
原子力防災に関する取組について 避難手段の確保について 避難先との連携について 避難務等の円滑化について 地域防災計画等の修正について 原子力防災訓練について	原子力防災に関する取組について 設置要項の改正について 原子力防災の取組について 地域防災計画等の修正について	- 牛成 30 牛及原十万四次副練」の 地域防災計画の修正について 原子力災害時の新型コロナウイル	・「島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて・令和3年度原子力防災訓練について・島根2号機の新規制基準審査に係る住民説明会の討等について	原子力災害時の新型コロナウイルス感染症ュアルの改正について 4をある年度原子力防災の取り組みについて 令和3年度原子力防災の取り組みについて	<ul><li>原子力防災連絡会議設置要項改正について</li><li>島根県地域防災計画(原子力災害対策編)</li></ul>	<ul><li>・原子力災害時の新型コロナウイルス感アルの改正について</li><li>・令和4年度原子力防災の取組について</li></ul>
10月5日	平成30年3月27日 平成31年3月26日	令和3年3月26日	令和3年9月6日	令和4年3月30日	令和5年3月29日付 通知による書面開催	
第 17 回	第 18 回 第 19 回	第 20 回	第 21 回	第 22 回	第23回	

### **巡**

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日 内閣府政策統括官 (原子力防災担当)

### 1. 協議会設置の趣旨

ため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域 当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援する ○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策総括官(原子力防災担 原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

#### 2. 協議会の運営

- ○協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- ○協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
  - O 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- ○作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- ○協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防 災担当)の協力を得て行う。
- ○協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成 し、内閣府ホームページで公表する。
- ○率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での 合同会議の開催を行うことが出来る。

#### 3. 協議会の活動

- ○平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討ゲー ム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
- 業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統 (1)協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事 括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体 に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
- (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的 内閣府政策秘括官(原子力防災担当)は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同 かつ合理的なものであることの確認を行う。 幹事会に報告し、了承を求める。
- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣 府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練 に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- 国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関 (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練こ参加した し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等につ いて、フォロー アップを行う。
  - (5)(3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関 (IAEA)のガイダ ンスを参照して行う。

## 地域原子力防災協議会の設置地域

(別紙1)

<b>道</b> 加条	北海道	青森県	宮城県	福島県	茨城県	新潟県	石川県、富山県	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県	静岡県	島根県、鳥取県	愛媛県、山口県	佐賀県、長崎県、福岡県	鹿児島県
一句列	治地域	東通地域	女川地域	福島地域	東海第二地域	柏崎刈羽地城	志賀地城	福井エリア地域	浜岡地域	島根地城	伊方地域	玄海地域	川内地域

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

#### (別紙2)

也域原子力防災協議会 構成員

#### 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)付危機管理審議官 大臣官房審議官 (エネルギー・環境担当) 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 長官官房核物質・放射線総括審議官 大臣官房審議官(研究開発局担当) 総務部参事官(警備救難部担当) 政策統括官(原子力防災担当 大臣官房審議官(防災担当 大臣官房技術総括審議官 大臣官房技術総括審議官 大臣官房総括審議官 国民保護・防災部長 大臣官房審議官 長官官房審議官 大臣官房審議官 副知事(※) 原子力規制庁 経済産業省 国土交通省 関係道府県 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 海上保安庁 内閣官房 警察庁 総務省 消防庁 防衛省 環境省 内閣府 内閣府

※関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。 ※関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

## 作業部会の基本構成

(別紙3)

			ド地方支分部局等)の担当者	の担当者	
地域の内閣府原子力防災専門官	内閣府政策統括官(原子力防災担当)の担当者	道府県の担当者(課長級以上) ※議題により出席者の変更可。	厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁(中央及び地方支分部局等)	原子力規制委員会その他の関係省庁(中央及び地方支分部局等)の担	関係機関 (原子力研究開発機構 (JAEA) 、放射線医学総合研究所等)

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、 ※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。 市町村の課題については道府県担当者が代表する。

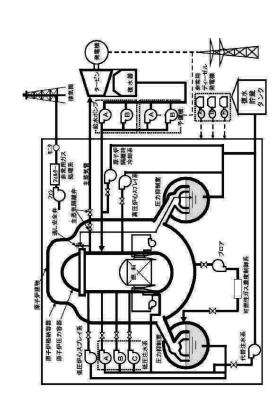
## 地域原子力防災協議会の開催状況 (ア)島根地域原子力防災協議会

<b>議</b> 題	島根地域の「緊急時対応」について	
開催日	令和3年7月30日	

	守和3年7月30日		島根地域の「緊急時対応」(こついて
<u>S</u>	,根地域原子力防	島根地域原子力防災協議会島根地域ワ	7ーキングチーム及び作業部会(合同会議合む)
種別	開作	開催日等	議題
	合同会議 第1回	平成25年 9月13日	・WTの設置について
	合同会議 第2回	10月9日	<ul><li>・共通課題についての対応方針、今後の進め方</li><li>・地域防災計画、避難計画の作成状況確認</li></ul>
	島根地域WT 第1回	10月25日	・今後のMT の進め方について (島根地域の現状の共有、島根地域 MT における当面の検討 課題の決定、当面の検討スケジュール)
	島根地域WT 第2回	平成26年1月16日	<ul><li>・第3回原子力防災会議の状況報告</li><li>・避難手段、避難ルートについての考え方等</li><li>・事難手段の定量整理に係る依頼</li></ul>
型 怪	合同会議 第 3 回	1月21日	・WTの活動報告について
≱ [-	島根地域WT 第3回	5月16日	<ul><li>・WTの構成員について</li><li>・避難計画の充実に向けた当面の課題(避難手段の確保、要支援者避難のしくみ)について</li><li>・避難計画の充実に向けた当面の課題への対応方針について</li></ul>
	合同会議 第4回	日6月9日	<ul><li>・地域防災計画・避難計画の作成状況について</li><li>・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について</li></ul>
	島根地域WT 第4回	日7月7日	<ul><li>・川内地域の緊急時対応について</li><li>・原子力防災訓練の評価と防災対策への反映</li></ul>
	島根地域WT 第 5 回	平成26年 11月17日	<ul><li>原子力防災訓練の検証・ ・島根地域における防護措置実施区域とモニタリング体制・ ・避難行動要支援者など対象者の把握調査</li></ul>
	合同会議 第5回	平成27年 3月18日	・WTの「地域原子力防災協議会」への改称等について ・WTの活動報告(照会)
	島根地域WT 第6回	3月26日	・島根地域ワーキングチームの取り組み・中間とりまとめ
	合同作業部会 第1回	3月31日	・ ワーキングチームの活動報告(2)について
	合同作業部会 第2回	4 A 30 B	<ul><li>・避難行動要支援者の調査について</li><li>・島根地域の「緊急時対応」の検討事項(仮称)についた</li></ul>
	合同作業部会 第3回	7 A 10 B	・原子力災害時における広域連携について
	合同作業部会 第 4 回	7月16日	・原子力災害対策指針の改正について ・伊方地域との広域連携について ・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について
	合同作業部会 第 5 回	9月8日	<ul><li>・島根地域の「緊急時対応」について</li><li>・避難方法等の実態調査について</li></ul>
	合同作業部会 第 6 回	10月8日	・病院、社会福祉施設の避難計画について ・緊急時モニタリング実施要領について ・UPZ外の防護措置、安定ヨウ素剤の配布について ・島根地域の「緊急時対応」(素案)について
<i>#</i>	合同作業部会 第 7 回	11月10日	<ul><li>・島根地域の「緊急時対応」について</li><li>・物資の備蓄・供給及び観光客等への情報伝達について</li><li>・防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会</li></ul>
1 .1	合同作業部会 第 8 回	12月15日	<ul><li>・島根地域の「緊急時対応」(素案)について</li><li>・ 平成27年度原子力防災訓練について</li></ul>
米 恕	合同作業部会 第 9 回	平成28年 1 月26日	・避難行動要支援者の実態調査の結果について ・避難退域時検査実施計画 (マニュアル) について ・西ユオペ生光弦総を申面の事象にのいて
			・原子ン火中米な階部自由シボ光パーパ・

・原子力災告時における避難方法等の実施把提調査について ・島根地域の「緊急時対応」(素象)について 3月25日・代替オフサイトセンターの指定について ・平成27年度島根地域原子力防災協議会作業部会について	<ul><li>・島根地域の「緊急時対応」(素案)について</li><li>・平成28年度年度計画について</li><li>4月19日・「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて</li></ul>	5月23日・島根地域の「緊急時対応」について 5月23日・内閣府かのの報告について	平成29年1月30日・島根地域の「緊急時対応」について	3月27日・島根地域の「緊急時対応」について 3月27日・原子力防災に関する島根県・島取県の取り組みについて		平成30年3月27日・島根地域の「緊急時対応」について平成30年3月27日、原子力防災に関する取り組みについて	- 島根地域の「緊急時対応」について 12月25日 - 平成30年度原子力防災訓練について	平成31年 3月25日・島根地域の「緊急時対応」について平成31年 3月25日・平成30年度原子力防災訓練について	・令和元年9月30日 ・令和元年9月30日 ・鳥取県及び島根県の原子力防災訓練実施計画について	・令和元年度原子力防災訓練計画について 10月25日・鳥取県及び島根県の原子力防災訓練実施計画について ・原子力防災訓練の前提となる資料の作成・公表について		・令和元年度原子力総合防災訓練について 3月27日・島根地域の「緊急時対応」について ・島根県、鳥取県における原子力防災の取組について	7月30日・感染症流行下での原子力災害時における防護措置について	・新型コロナ感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力 11月25日 災害時における防護措置の実施ガイドラインについて	- 島根地域の「緊急時対応」における課題の主な確認事項 について	令和3年1月19日・島根地域の「緊急時対応」(案)について	・島根地域の「緊急時対応」について 3月22日・感染症流行下での原子力災害時における対応の検討について	4月30日・島根地域の「緊急時対応」(案)についての今後作業事項	5月25日・PAZ内の全面緊急事態における対応について	6月10日・UPZ内緊急時対応について	6月30日・島根地域の「緊急時対応」の作成について 6月30日 「今後取り組む主な課題」への取り組み状況	7月6日・島根地域の「緊急時対応」の作成について	7月29日・島根地域の「緊急時対応」について7月29日・島根地域原子力防災協議会 (第1回) の開催について	令和4年3月3日・令和3年度の鳥取県及び島根県の原子力防災訓練について
合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会	合同作業部会
第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回

島根原子力発電所系統図(2号機)





国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境 保全等に関する協定書 鳥取県(以下「甲」という。)、三朝町(以下「乙」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研 う。)の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良 究開発機構(以下「丙」という。)は、丙の人形峠環境技術センター(以下「センター」とい 好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

## (関係法令の遵守等)

- 及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全 第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令 の措置を講ずるものとする。
  - 2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的 に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

## (放射性物質の放出等)

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

## (自然環境の保全)

第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に 進めるものとする

#### (防災対策)

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積 極的に協力するものとする。

#### (新増設計画)

- 第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に 報告するものとする。
- 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができるものとする。
  - 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

## (放射性物質等の監視体制の強化)

- 第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を 図るものとする。
- 甲及び丙は、それぞれが別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。 2
  - 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。

連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

### (測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

#### (平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告 するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

- 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、 適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする 第9条
  - (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき、
  - (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

#### (現地確認等)

- 第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員 にセンターの現地確認をさせることができるものとする。
- 2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べる ことができるものとする。
- 4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するもの

#### (苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は 紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものと する。

#### (損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損 害を補償するものとする。

#### (覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目 等に関し、覚書を締結するものとする。

第14条 丙この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又 はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

1 この協定は、センター内の施設(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)の適用を受ける 施設を除く。)を対象とする。

かだが この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、 れ1 通を保有するものとする。

## 平成30年12月25日

- 鳥取県鳥取市東町一丁目220番 汇 # # H 鳥取県知事 地鳥取県 ⊞-
- 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999ー ## 됬 無 忥 2 三朝町 三朝町長 Ŋ
- 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発 K

雄

琠

H

昗

岷

# 型



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センタ、 周辺環境保全等に関する覚書 鳥取県(以下「甲」という。)、三朝町(以下「乙」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「丙」という。)は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書(以下「協定」という。) 第13条の規定に基づ き、次のとおり覚書を締結する。

#### (新増設計画の範囲)

(昭和32年注律第166号)及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づく計認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するもの 第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 とし、軽易なものを除くものとする。

## (測定計画及びその結果の提出等)

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるも

- 2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定 結果について,当該四半期終了後1月以内に行うものとする。 3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

#### (報告)

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおり

- (1) 各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
- (2) 施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以 内に行うものとする。

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行 うものとする。

2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

#### (現地確認等)

第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明 らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものと

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に 定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を 保有するものとする。

平成30年12月25日 甲 鳥取県

恕 # # H 鳥取県知事

乙 三朝町

## 松浦弘 三朝町長 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 压敏桶 理事長

K

# 人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

Ш 平成20年1月16 独立行政法人

日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センタ

# 1 異常事象発生時の通報基準

通報を行う。本日御説明をさせていただく通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に 影馨のあると考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障 があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。 通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

## (1) 核燃料物質の不明等

- ① 濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
- ② 核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
- ③ 防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。
- ① 施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
- ② 故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。
- (3) 安全機能の喪失
- ① 施設等の故障により安全機能(放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の 担保)の喪失又はそのおそれがあるとき。
- ② 保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。
- (4) 排気・排水の異常
- ① 排気ロ・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。
- ② 排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。
- (5) 管理区域外の漏えい
- ① 核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
- ②液体(非放射性を含む)が管理区域から管理区域外に拡散(広がった・流れ出た)したとき。
- (6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措 置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。 ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは 法令に係らず通報する。

- ① 保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。
- (8) 管理区域に立入る者の被ばく
- ① 放射線業務従事者5m Sv、従事者以外の者が0.5mSVを超え又は超えるおそれがあるとき。
  - ②内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかったとき。 (9) 人の障害
- ① 核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

- ① 消火器の使用・消防署へ通報したとき
- (11) 事故・故障に係る事象
- ① 原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等
- ①鏡野町上齋原震度が4以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

- 2 製錬転換施設の現状
- (1)漏えい痕跡場の除染
- 9月13日に全ての作業を完了。
- (2) 設備の改修
- ① 分析廃水配管等(使用停止配管)措置

国の許可を9月末に取得。 11月1日から非管理区域の配管撤去作業を開始。

- ② 廃水配管の二重化措置
- 9月28日に作業を完了。
- 3 規則・マニュアルの見直し
- (1) 転換施設処理課所掌
- ① 保守管理要領 (平成 年度下期に変更予定)

配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。

② 施設巡視点検マニュアル

マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。

- ① 放射線作業管理要領

(2) 転換施設処理課以外の部署

予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確 認を依頼することを明文化した。

② 現場対応マニュアル

緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応 班の設置指示を明文化した。

汉

別紙

# 人形峠環境技術センターにおける通報事象

- 核燃料物質の不明等
- ① 核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
- ② 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 健康および安全を脅かす行為、又は ③ 核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、 そのおそれのあるとき。
- 防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

#### 施設の故障 (S

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検 討を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

- ① 機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。
- ② 施設内で火災・爆発が発生したとき。 ③ 設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持でき ない

- 商用電源が方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかったとき。 ④ 廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。⑤ 商用電源が方向とも受電ができなくなり、非常用発電機⑥ 計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止⑦ 無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。⑧ 放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。⑨ 設備の轉元、正九、温度、重量口割する異常警約が鳴し、イン
  - 計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき

- 設備の鍵点、圧力、温度、重量に関する異常警報が咬鳴し、インターロックが傾動しなかったと

#### 安全機能の喪失 (3)

る放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪 施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線によ 失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

- ① ウランを取扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持でき
- ② 閉じこめ機能を有す核燃料物質等の容器 (例: UF6)シリンダ)が破損し、そのまま使用を 継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ③ UF6をシリンダに充填する際、保安規定に定めた最大充填量を超えて過充填したとき。
  - (4) 排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。① 施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値

排気口:lpha放射能  $1.8 \times 10^{-9} \mathrm{Bq/cm3}$ (3 r 月平均自然放射能を除く)

を超えたとき又は超えるおそれがあるとき

HF 濃度 3.3 × 10<sup>-4</sup>Bg/m3or0.4ppb(3 ヶ月平均ふっ素)

排水口:lpha 放射能  $1 \times 10^{-3}$ Ba/cm3 (放出の都度自然放射能を除く)ふっ素 8mg/L(管理区域から) 0.5mg/L(河川放出)

② 排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合(代替又 は間接的な方法で評価できる場合を除く)。排水においては、濃度確認の前に誤送水したと

- ③ 上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。
  - (5) 管理区域外での漏えい

核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

- ① 管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。 (核燃料物質等の量及び濃度は問わない)
- ② 液体(非放射性を含む)が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。

## (6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じ たとき又はそのおそれのあるとき。

ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

- ① UF6シリンダからUF6が漏えいし、汚染が発生したとき
- ② 放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。
- ③ 核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき
- ④ ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。

#### (2)

核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

- 級 ① 取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量 的制限値)を超えたとき
- ② UF6シリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。

#### 管理区域に立ち入る者の被ばく 8

管理区域立入る者について、放射線業務従事者5m3V、従事者以外0.56Vを超え又は超えるおそ れのある被ばくがあったとき。

- ① 放射線業務従事者に P6V を超える計画外の被ばくが発生したとき。② 従事者以外に P6V を超える被ばくが発生したとき。③ 内部被ばくのおそれがあったとき。
  - ④ 皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。

#### 施設等に関する人の障害 <u>ි</u>

前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要す るおそれのある障害を負ったとき。

#### 火災・爆発 (10)

① センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報し たとは。

- その他事故・故障に係る事象 Ξ

- 救急車が緊急出動したとき。 自然災害等により施設が被災したとき。 業務上において人の障害があったとき。
- 交通事故は除く)
- ② 自然災害等により施設が被災したとき。
   ③ 業務上において人の障害があったとき。(軽微な怪我、交通事故は
   ④ 事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。
   ⑤ 商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。
   ⑥ I Fフ、I F5ボンベから I Fフ、I F5の漏えいが発生したとき

。 ttu

- 抬臘 (15)
- ① 鏡野町上齋原震度が4以上のとき。

第202000306322号発総第143号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門

人形峠環境技術センター

木原 義之

平井 伸治 鳥取県知事

印省略 \$ 松浦 弘幸 三朝町長

巴省略) **4**  人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可に伴う

平成30年9月28日に貴機構から報告のあったこのことについて、下記のとおり申し入れます。ついては、貴機構の誠意ある対応を求めます。 ないては、貴機構の誠意ある対応を求めます。 なお今後、実施状況について確認を行うとともに、変更認可申請について安全性等を確認した 申入れについて

딞

いと思いますので、引き続き適切な対応をお願いします。

1 廃止措置の実施にあたっては、廃止措置計画にのっとり、各種法令を遵守し、作業員の安全管理を徹底するとともに、周辺環境に影響が及ぶことのないよう安全かつ遺漏なく実施すること。また、異常があった場合には、速やかに自治体への連絡と公表を行うこと。

2 住民の安全・安心の確保を第一義として、廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について、住民及び自治体に分かりやすく丁寧な説明に努めるとともに、適切な情報公開に努めるこ

3 貯蔵している核燃料物質(六ふっ化ウラン)については、譲渡しが完了するまで適切に管理す ること

4 廃止措置により発生する放射性廃棄物等については、安全を第一義として、関係する規制基 準等に従い、適切かつ確実な管理及び廃棄を行うこと。

5 人形峠環境技術センター及びその周辺では放射性廃棄物の最終処分を行わないこと。

## 令和5年度事業計画

令和5年4月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料・バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター 人形峠環境技術センター(以下「センター」という。)は、日本原子力研究開発機構(以下「機 構」という。)の新たな経営理念を念頭に、機構の事業方針に従い、研究開発成果の最大化に努め ° ₩

ン取扱施設の廃止措置、これらに関連する研究開発等を、センターが推進する「ウランと環境研究 具体的には、安全確保を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進を図るべく、ウラ 見・ご提言を踏まえながら、また、地域住民の方に信頼される組織であり続けられるよう努力しな プラットフォーム」のもとで、地元自治体・地域の方々・ウランと環境研究懇話会等からのご意 がら事業を進め、その成果を公表し、丁寧に説明していきます。

令和5年度のセンター事業計画における取り組み事項は、以下のとおりです。

- 1. 安全確保・環境保全に関すること
- 1) 基本動作の徹底、法令・ルールの順守、品質マネジメント活動、リスク対策を行うとともに、 従業員間のコミュニケーションを図りながら業務を進めます。
  - 2) 施設の安全対策として、高経年化対策、耐震化対策及び自然災害対策を進めます。
    - 3) 施設・設備、核燃料物質及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。
- 4) 省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した業務を継続します。
- 2. 事業 (開発・研究等) に関すること
- 従い、設備の解体撤去を進めます。また、六フッ化ウランの譲渡しのための詰替・洗浄設備の設 1) ウラン濃縮原型プラントでは、原子力規制委員会から認可を受けた加工事業の廃止措置計画に 計等を進めます。
- 2) 濃縮工学施設では、放射性廃棄物発生量を最小化するため、使用済み遠心機等の除染処理や除 染済部品のクリアランス確認を継続します。
  - 3) ウラン廃棄物の処理処分の技術開発として、除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究や安全性 評価等の環境研究を進めます。

4 것

合和5年度事業計画スケジュール

<ol> <li>生 安全確保・最適保金に関すること</li> <li>高 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本</li></ol>	保・環境保全に   保を最優先とした  )安全対策				5.H 6.H	7.31	100	16	9.11 10.11 12.11	1.71		1.31	2,3	3 3
安全確保を最構先とした事業実施活動の継続 施設の安全対策 通正な管理 適正な管理 審理な管理 事業 (開発・研究等) に関すること 事業 (開発・研究等) に関すること の種の解体拠法 ・スフェルクランの譲渡しのための結算・洗浄設備の設計等 (ウラン番組制2フラント)	i保を最優先とした )安全対策	関すること											<b></b> -	ı
(インタン機能を促化して)	0安全対策	事業実施活動の機械		-	基本動作 リスクタ	下の徹底は策、現	、法令権にの	-11-	しの順に	い。記	第7条	分がい	ト語彙	42 (40
施設の安全対策 発型などを指	0安全対策								-				-	
会施収・設備、技術科物質及び放射性液療物の安全かつ 適口な管理 選別に配換した事業実施活動の連続 事業 (国際・研究等) に関すること 影響の解体形法 ・パッセクランの譲渡しのための結構・液冷設備の設計等 (ウラン連単形型/タント)					報	备年化为	一, 重	集化対	策及び	自然災	単な業	の実施	_	
金施設・原備、存置料物質及び放射性施需物の変态かつ 適正な管理 (開発に配達した事業技能信動の連続 事業 (開発・研究等) に関すること (設備の解体数法 ・パッセクランの譲渡しのための結算・後冷設備の設計等 (ウラン連単形型/ラント)				-					-	-			-	
様後に配慮した事業実施活動の連続 事業 (国名・研究等) に関すること 取傷の解体形法 ・パフッ化クジンの譲渡しのための結算・洗浄設備の設計等 (ウラン連総形型プラント)	g・設備、核燃料物 2管理	質及び放射性廃棄物の安全かつ	Н			製	施設	・設備	の維持を	育理を持め	影響			
環境に配換した事業状態活動の混成 事業 (国治・研究等) に関すること 影響の解体器法 ・パフッ化クランの認識しのための結算・洗浄設備の設計等 (ウラン連維所セラント)														
春業 (国語・研究等) に関すること 影響の発光療法 ・パフッ化ウサンの顕微しのための誘導・液冷設備の設計等 (ウラン単語が独プラント)	こ配慮した事業実施	活動の継続				*	1米水	# · · #	1 数据证	500 B	<b>8</b> 2			
事業(国路・研究等)に関すること 収集の原本報告 ・パンッパウランの原業しのための指称・指令収集の設計等 (クラン最単原出アランド)														
(ケラン薬癌原因アラント)	(開発・研究等)	に関すること												
	の解体数去 パ化ウランの譲渡し		3		*7×	127	があるべ	散備の	解体験	おき	2.00 E	M O R	堂	
(3)・使用済み級の職等の除款も理 ・除扱済的品のクリアランス雑誌 (商和工学単設)	有み遠心機等の除染 有部品のクリアラン		(2) (2)				使用资	み強い	機等の シス強	6集也 問	m#			
(3)・原境技術国際等のクラン協業物工学研究・分全性評価等の問題指導、 ・分全性評価等の関係研究 ・分合性に係めの関係研究	技術開発等のウラン は評価等の環境研究	族棄物工学研究				在金	女術開発	各等のウ	マン類	業物工	华班3	a.		

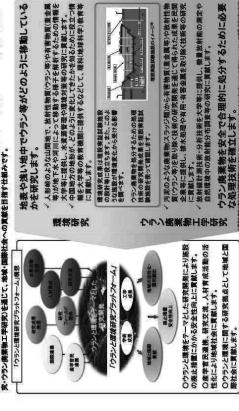
# 人形峠環境技術センターの事業計画案 「ウランと環境研究プラットフォーム」構想

平成28年12月21日、人形峠環境技術センターは、これまでの研究開発を通じて蓄積された ウランの取扱いに関する経験や人材を総合的に有するセンターのポテンシャルと、地域の特 徴を活かした新たな研究開発を通じて、廃止措置の安全向上のみならず地域・国際社会への 貢献を目指す「ウランと環境研究プラットフォーム」構想を発表しました。

今後、第二期環境研究懇話会の開催を計画しており、センターが進めるウランと環境研究につ いて、研究開発活動の効率化・活性化・研究活動を通じた地域共生、研究活動の安全・安心等の 視点からご意見やご提言をいただき、事業を進めていきます。

# 人形峠環境技術センターの事業計画案の概要-「ウランと環境研究プラットフォーム」構想-

人務時環境技術センターでは、複複類サイクルのプロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成18年3月のウラン 着機に対プラント電信表できることのフロントエンドの研究開発を接続、これらの施設の保存を際技技術の研究開発を行って きました。今後は、廃止措置を推奨に辿りために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理、処分するための研究開始に基手する予定で まったうシンに最終研究プラル・フォーム。指数に、廃止措置を推奨に進めるためにの原文のアンと環境をでってした研究開発を指数で 究・ウランと概義研究プラル・フォーム。指数に、単位・指数を指数に進めるために必要でのランと環境をデーマとした研究開発に環境研究・ウランと機構を



(出典:人形峠環境技術センターホームページ)

#### 資料45 資料編

### 施設の沿革 人形峠環境技術センター

#### **製練転換** 施設

以来与宋伯氏	
昭和54年11月	製錬転換施設工事に着工
昭和57年3月	鯟転换施設全面運転開始
昭和57年12月	練転換施設で製造した六フッ化ウランを初出荷
	回収ウラン転換試験開始
昭和63年8月	回収ウラン利用実証試験研究開始
平成2年9月	回収ウラン利用実証試験研究終了
平成3年6月	回収ウラン転換実用化試験開始
平成4年8月	脱硝工程高度化確証試験開始
平成6年8月	回収ウラン転換実用化試験運転開始
平成11年7月	回収ウラン転換実用化試験運転を終了
平成12年9月	製錬転換施設の湿式設備解体を開始
平成13年4月	四フッ化ウラン破砕乾燥試験開始
平成14年3月	製錬転換施設の湿式設備解体を終了
平成19年3月	四フッ化ウラン破砕乾燥試験終了
平成20年4月	製錬転換施設の乾式設備解体を開始
平成24年7月	製錬転換施設の乾式設備解体を終了
平成25年1月	製錬転換施設の付帯設備解体開始

#### 湯緒丁字格詩

Ě	<b>家福上十炮</b> 段	
	昭和53年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1建屋工事に着手
_	昭和53年7月	ウラン濃縮建設所を設置
_	昭和54年9月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1Aとして運転開始
_	昭和55年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2建屋工事に着手
_	昭和55年10月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1B運転開始
_	昭和56年4月	ウラン濃縮パイロットプラントの製品を初出荷
_	昭和57年3月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2運転開始(全面運転)
_	昭和57年12月	ウラン濃縮パイロットプラントで濃縮したウランを「ふげん」に初出荷
Ь	昭和61年7月	ウラン濃縮パイロットプラントより再濃縮ウラン初出荷
_	平成2年3月	ウラン濃縮パイロットプラント試験終了
_	平成3年6月	高性能遠心分離機実用規模カスケード試験装置準備着手
_	平成3年10月	ウラン濃縮パイロットプラントを濃縮工学施設と改称
—	平成4年3月	実用規模カスケード試験装置建設工事着手
_	平成5年3月	実用規模カスケード試験装置完成
_	平成5年5月	実用規模カスケード試験装置運転試験開始
_	平成8年8月	遠心機処理設備建設工事着手
_	平成9年3月	実用規模カスケード試験装置運転試験終了
_	平成12年9月	遠心機処理設備のホット試験を開始
_	平成23年12月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」(クリアランス測定方法)申請
_	平成24年8月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」(クリアランス測定方法)の認可
_	平成25年11月	放射能濃度に係る確認(クリアランス確認)申請
_	平成26年3月	放射能濃度に係る確認証(クリアランス確認)受領
_	平成26年6月	0P-1ウラン操作室、0P-2ブレンディング室の設備解体に着手

## ウレン連絡百型プルント

(出典:人形峠環境技術センターホームページ

# 令和 5 年度環境放射線等測定計画

(島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター周辺)

#### 共通項目

#### 1 はじめに

本測定計画は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 5 条第 1 項及び 「国 立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書」第6 条第1項に基づき実施する島根原子力発電所周辺及び人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等測 **症計画について次のとおり定める。** 

## 2 モニタリングの目的

について(原子力災害対策指針補足参考資料)」(以下「補足参考資料(平常時)」という。)に示す平常 島根原子力発電所周辺の環境放射線測定は、被ばく評価や放射性物質の蓄積状況を把握する必要性が 低いことから、原子力規制庁が平成 30 年4月に策定(令和 3 年 12 月改訂)した「平常時モニタリング 時モニタリングの目的のうち、主に目的④「緊急事態が発生した場合の平常時からの備え」となる。

人形峠環境技術センター周辺の環境放射線測定は、当該事業所が主な事業が終了して廃止措置段階に あり、IAEAのハザード分類Ⅲに区分され、敷地外で緊急防護措置又は早期防護措置が必要となるよ うな事象の発生は想定されないことから、補足参考資料(平常時)の目的④の平常時モニタリングは必 要ないものとされており、施設の現状を踏まえれば、目的③の「原子力施設からの予期しない放射性物 質又は放射線の放出の早期検出」となる。 しかしながら、補足参考資料(平常時)の最低限実施が必要な項目には該当しないものの、環境中の **経時変化を把握する上で参考となる項目又は測定技術の保持が必要と考えられる項目については、「目** 的 (参考)」として測定を継続することとする。

## [モニタリングの目的]

- ③ 原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環 境への影響評価
- ④ 緊急事態が発生した場合への平常時からの備え
- (参考) 環境中の経時変化の把握又は測定技術の保持

### 3 測定結果の評価

笠間放射線等の測定結果については、「平常の変動幅」と比較し、これを超過した項目については、原 子力施設の測定値等の異常や気象、自然放射性核種等の影響等について要因の調査を行う。

また、データの蓄積量が少ないものについては、本調査結果に加え、全国調査データ等の関連資料を 参考に評価を行う。

#### 4 測定結果の公表

測定結果については、鳥取県原子力安全顧問の評価を受けた上で、環境放射線等測定結果報告書とし て公表する。 また、モニタリングポストの空間放射線量率等の結果については、県のホームページにおいてリアル タイムで公表する。

# 1 測定計画 (島根原子力発電所周辺)

#### 1 実施範囲

島根原子力発電所周辺の実施範囲は、島根原子力発電所のUPZ圏内(概ね半径 30km)を対象地域とするが、陸水に関してはUPZ圏外にある飲料水の水源地も対象とする。また、海域については、島根原子力発電所の前面海域である美保湾を対象とする。

#### 2 実施機関

鳥取県原子力環境センター

#### 3 実施内容

平常時モニタリングの目的ごとの実施内容は表 $\Pi$ -3-1のとおりとする。

表Ⅱ一3一1 目的ごとの実施項目と測定対象(島根原子力発電所周辺)

プーコ茶	女ューュー 日的しての夫陀は日て渕足凶豕(馬依原十乙光竜が同心)	ガロの逆形と多	、馬依原ナン光	电灯向心)
目的区分	実施項目	П	測定頻度	測定対象
④緊急事態が発	空間放射線量率の測定	5.1	連続測定	ッ線
生した場合へ		<b>上</b> 嬢	5年程度で計	y線放出核種
の平常時から	物質の濃度の測定		画された地点	Sr-90
の備え			全てで採取・	Pu-238, Pu-239+240*1
		陸水	測定 (その後	y線放出核種
			も継続して実	H-3
			超)	Sr-90
		海水		H-3
(参考) 環境中の	積算線量の測定		3ヶ月に1回	ッ線
経時変化の把握	環境試料中の放射性	学遊じん	連続測定又は	全β
及び測定技術の	物質の濃度の測定		1ヶ月に1回	γ線放出核種
保持		降下物	1ヶ月に1回	y線放出核種
			連続採取	
		植物	1年に1回	ッ線放出核種
		海水	1年に1回	y線放出核種
		農産物	1年に1回	γ線放出核種
				Sr-90
		海産生物	1年に1回	ッ線放出核種

※1 Pu-238, Pu-239+240 は、測定地点を変更した場合に実施対象核種とする。

#### 4 実施計画

令和5年度の実施計画について、島根原子力発電所対応分は表 II-4-1のとおりとする。

# 表Ⅱ一4一1 令和5年度環境放射線等測定計画(島根原子力発電所周辺)

#### (1)空間放射線

項目区分	国的区分	測定地点	灣定地点	測定期間	運作	測定機器	測定方法
	(4)	境港市上道町 (境港局) 米子市河崎 (米子局)	67	連続測定	I	NaI (II) シンチレーション 検出器 (固定型モニタリングポ スト)	放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境ッ線測定法」
樂量率	(参 (本	境港市外江町 (外江公民館) (外江公民館) (余子公民館) (余子公民館) (海港市財ノ木町 (中浜公民館) 米子市海田町 (和田公民館) 米子市落名町 (高名公民館) 米子市後名町 (有名公民館) 米子市校園町 (大衛東达民館)	L	連続測定	-	NaI (TI) シンチレーション 検出器 (可衡型モニタリングポ スト)	放射能測定法シリー ズ GLWFモダによる 類絶、線測定法
積算線量	参 (表表	境港市上道町 (境港局) 米子市河崎 (米子局) 境米子局) 境港市外江町 (外江公民館) 境港市湾町 (徐大公民館) 境港市村内内町 (徐子公民館) 境港市財 / 本町 (第十財 / 本町 (中長公民館) 末子市村田町 (市田公民館) 米子市和田町 (市田公民館) 米子市为田町 (衛華公民館)	6	4~6 月 7~9 月 10~12 月 1~3 月	36	蛍光ガラス線量計	が特価製に洗シリーズ(強化がアス線電針を用いた線域、線測を洗りた線域、線測を洗り

## (2) 大気浮遊じん全α及び全β放射能

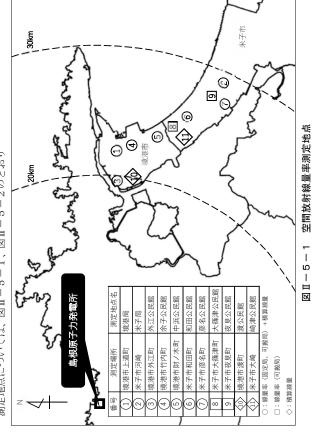
測定方法	放射線測定法シリ ーズ「全β放射能 測定法」 JISZ4316「放射性 ズストキータ」
測定機器	ZnS(Ag) + プラスチック シンチレーション検出器 (固定型モニタリングポスト)
(本) (本) (本)	I
測定期間	連続測定
通定地点	2
測定地点	境港市上道町(境港局) 米子市河崎 (米子局)
国的区分区分	(参考)
項目区分	大気浮遊 じん放射 能

(3) 環境試料中の放射性核種分析

		ı	-	1						1		1		1		1						
	測定方法			ッ線放出核種: 放射能測定法シリーズ	「ゲルマニウム半導体 検出器によるッ線スペ クトロメトリー」	y 線放出核種: 放射能測定決シリーズ	「ゲルマニウム半導体 検出器によるヶ線スペ	クトロメトリー」 Sr-90: 放射能測定法シリーズ	「放射性ストロンチウム分析法』	y線放出核種: 放射能測定法シリーズ	「ゲルマニウム半導体 検出器によるッ線スペ クトロメトリー」						「ゲルマニウム半導体 検出器によるッ線スペ クトロメトリー」	Sr-90: 放射能測定法シリーズ 「放射性ストロンチウム分析法」		「ゲルトリウム半禅谷		
	測定機器	γ線放出核種:	ゲルマニウム半 導体検出器	γ線放出核種:	ゲルマニウム半 導体検出器	ッ線放出核種: ゲルマニウム半	#存有日報 S00.	SI-90. 低パックグラウンドベータ線測 定装置	※トリチウムは 委託分析	γ線放出核種:	ゲルマニウム半導体検出器	ッ線放出核種: ゲルマニウム半 道休拾出器	Sr-90: 低バックグラウ ンドペータ線測 定装置	ッ線放出核種: ゲルマニウム半	導体検出器 ※トリチウムは 参託分析	γ線放出核種:	F	Stran: 低バックグラウ ンドベータ線測 定装置	、線放出核種:	ゲアトロウマ半	4年後日常	
/ 体教	Sr-90					2						-					1					4
測定項目/件数	H-3					2								2								4
共	>核種	12	12	12	12	2				П				2		1	1		1	1	1	62
輯庫	採取月		ш		H	5,11月	R6	R7		10 月	10 月	7月	R6	5,11月	R6	10 月	12 月	12 月	4月	7月	1月	合計
探取頻度	頻度		毎月		毎月			3年年 4 2 回		年1回	年1回		2 年年 年 1 回	о Д	世 2 世 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	1
	採取地点	境港市上道町	米子市河馬	境港市上道 町	米子市河區	境港市上道 町	米子市河區	米子市福市		境港市幸神町	米子市夜見町	境港市馬場崎町	米子市河島	境港市昭和 町	米子市大徽津町	米子市夜見 町	境港市中海 干拓地	境港市中海十五名	境港市近海	境港市近海	境港市近海	光布三八年
	田区分		(参考)		(参考)	6	Ð	<b>(</b>			(参 (本)	49	•	6	(参表 (参表)	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)	(f)
	<b>帮</b> 有				ı	出品	ıΚ	原术	;	11	年 業		表層	表	層水	非米	可食部	母	可食部	本	<u></u>	7
	菜	沒	まっ		降下物			水道水			松業	公	かうかい		集	*	日ネギ	1,427	ワカメ	17,7 +	セイゴ	1
ţ	項目区分	+	〈冥	盘	下巷			陸水		拉	看を		十一个	Ä	世 代		農産	螯	東	産生	整	

# 5 測定地点(令和5年度実施分)

測定地点については、図 $\Pi-5-1$ 、図 $\Pi-5-2$ のとおり



封
阅
票
掛
鏿
盂
按
Шπ.
탮
_
-
5
•
2

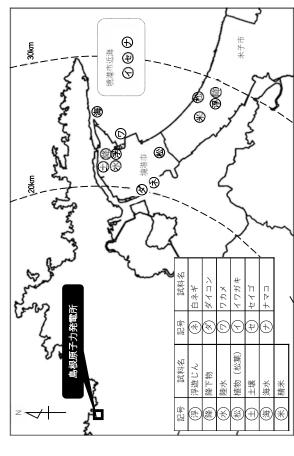


図11-5-2 環境試料採取地点

## 6 測定方法及び測定機器

表Ⅱ一6一1 測定方法及び測定機器

(株)	調査項目 NaI 放射線量率 測定装置 推算線量計 放射性 グストモニタ	測定方法 連続測定 放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境 γ 繰測定法」	<ul><li>圏に機器</li><li>NaI (T1) シンチ レーッ = ソ 検 田器</li></ul>
		連続測定 放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境 γ 繰測定法」	NaI (T1) シンチワーション複出器
		放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境 y線測定法」	(固定型モニタリングポスト)
			日立製作所製 MSR-R54-21545R1 (可藤型モニタリングポスト) 富士電機製 MH37401-B-BY27Y-S 日立製作所製 MAR-1561BR3
		連続測定	
		放射能測定法シリーズ 「蛍光ガラス線量計を用 いた環境ッ線測定法」	蛍光ガラス線量計(RPLD) 千代田テクノル製 ガラス線量計素子
		連続測定	
	ダストモニタ	放射線測定法シリーズ 「全β放射能測定法」	ZnS (Ag) +プラスチックシンチレーション
		JISZ4316「放射性ダスト エニタ」	使四奇 日立製作所製 DSM-RC52-20089-1
		(2001/分で3時間集じ ん後、3時間測定)	
	ル 捕集フィルター		
	濃縮物	ッ線スペクトロメトリー	
	水試料/濃縮物		
$\rightarrow$	灰化物	放射能測定法シリーズ「ダニケー・メート・ジョン・	ゲアケコウム半導体検田器サイコー・ハージーをジャンに
_	生試料/風乾物	- ラグ・ーフ 2十年 予使日報による。織スペクト	Eイコー・イーツー・ハ アツー数 GEM30-70
-	吸着物	ロメトリー」	
朴 農産物	生武料/		
中 海産生物	9 灰化物※1		
財 陸水	11	トリチウム分析	低バックグラウンド液体シンチレーション
数 E		放射能測定法シリーズ 「トリチウム分析法」	側圧装直 (委託分析により実施)
陸水		放射化学分析	
计	化学処理後の沈 殿物	放射能測定法シリーズ	低バックグラウンドベータ線測定装置 日立製作所製 LBC-4501
農産物		放射性ストロンチウム   分析法	

※1 生試料を測定後、灰化処理して再度測定

# 田 測定計画 [人形峠環境技術センター周辺]

#### 1 実施範囲

人形峠環境技術センター周辺の実施範囲は、緊急時において周辺住民や環境への影響がない ことを確認するため、当該事業所周辺の地形や集落を考慮して、概ね半径 5 km を対象地域とする。

#### 2 実施機関

鳥取県原子力環境センター

中部総合事務所環境建築局 (※人形峠環境技術センター周辺の試料採取等) 民間測定事業者 (委託分析)

#### 実施内容

ო

平常時モニタリングの目的ごとの実施内容は表皿-3-1のとおりとする。

表エー3-1 目的ごとの実施項目と測定対象(人形峠環境技術センター周辺)

測定対象	φ	HF				γ線	γ線	U-235、U-238		U-238	11-235 11-238	
測定頻度	連続測定	連続測定				連続測定	3ヶ月に1回	5年程度で計	国化とか考し	重い なんらい 会人 に 株田・運	定(その後も継	続して実施)
ш	大気浮遊じん	大気				LLI.		一上壌	_	陸水	農産物	2
実施項目	大気中の放射性物 大気浮遊じん 質等の濃度の測定					空間放射線量率の測定	積算線量の測定	環境試料中の放射性	を   を   を   が   手   の   が   に   か   が   に   か   が   に   が   の   が   に   に	12 A 114 X 1 114 X		
目的区分	③原子力施設か らの予期しな	い放射性物質又は放射線の	放出の早期検出及び周辺環	道への影響評	甲	(参考) 環境中の	経時変化の把	握及び測定技	能の体権			

#### 実施計画

令和5年度の実施計画について、人形峠環境技術センター対応分は表Ⅲ-4-1のとおりと する。

# 表皿-4-1 令和5年度環境放射線等測定計画(人形峠環境技術センター周辺)

#### (1) 空間放射線

測定方法	放射能測定法シリーズ「連続モニタによる 環境ッ線測定法」	放射能測定法シリー ズ「蛍光ガラス線量計 を用いた環境γ線測 定法」
測定機器	NaI (TI) シンチ レーション検出 器 固定型モニタリ ングポスト	蛍光ガラス線量 計
争等	I	28
測定期間	連続測定	4~6 月 7~9 月 10~12 月 1~3 月
通定相点	1	2
測定地点	三朝町木地山(木地山局)	三朝町栗祖(栗祖) 三朝町小谷(加谷公民館) 三朝町小河内(小河内公 民館付近) 三朝町看 (福吉公民館) 三朝町緒名(第2次公民館) 三朝町緒谷(実光公民館)
国的区分	(参考)	(参考)
項目区分	空間放射線量率	横算線量

# (2) 大気浮遊じん全α放射能、大気中フッ素

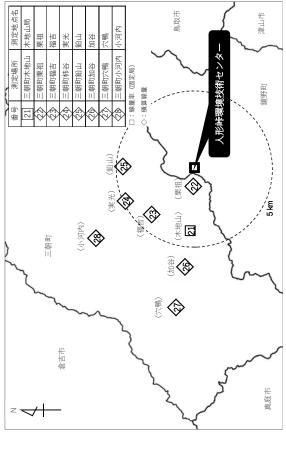
	.2 11	\1
測定方法	放射線測定法シリーズ「全β放 射能測定法」 JISZ4316 「放射性ダストモニ タ」	JISK0105「排ガス中のふっ素化 合物分析方法」
測定機器	ZnS(Ag)シンチレーション検出器 固定型モニタリングポスト	双イオン電極測定法電位差計 固定型モニタリングポスト
測定件数	ı	_
測定期間	運搬	
測定地点	-	
測定地点	三種門子 ( )	是 至 至 至 至 至 至 至 至 の の の の の の の の の の の
目的区分	<u></u>	
[目区分	浮遊 じん 放射能	業べん
通	大気	

## (3) 環境試料中の放射性核種分析

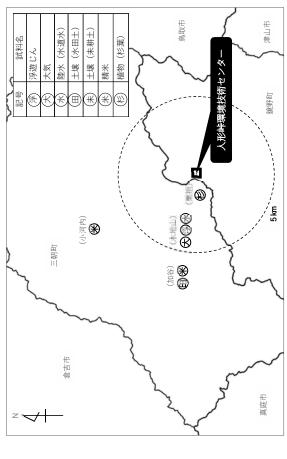
	-11	4	『定	Ķ	⟨x		1	u デビード	( (	R		1	E ]	< 4	3		1	= ₩ 1	Κ:	(R		
	<b>松牛亭</b> 服	がた の の の の の の の の の の の の の	放射能測定	ボシリー	「ウラン分	析法」	IR 가구 1개 1개	- 灰光 帯 宮 庁 井 ツ = 「	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/ / 出	W144J	亭脈 特 相 特	(大学) 間食	万・マン・ロー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ		71 [A]	III 기구 1개 1개	灰光而倒产	所、いい、	ーマレン	析法」	
	測完機器	(M) AC 10X figh		ICP 質量分析	装置		未べに (べ)	導体検出器)	₩U-235, U-	238 は委託分	析	未べに (べ)	導体検出器)	₩U-235、U-	238 は委託分	析	未べに ( べ)	導体検出器)	₩U-235, U-	938 计悉斯公	析	
	測定項目/件数	U-238	2				2					1		-	1				2			∞
	測定項	U-235					2					1		-	7				2			9
	採取頻度	採取月	7,11月		R6		7,11月	R6		R7		11月		=	11.7				7,11月			包
	探取	頻度		2年年	年2回			2年年	- H	1 1		年1回		# □	<u> </u>				年2回			
	松阳神片	1×水地点	三朝町木地山		三朝町小河内		三朝町加谷	三朝町小河内		三朝町栗祖		三朝町加谷		老旗子,直转1	[-144]   144]   14				三朝町栗祖			
こ エンス・エ	目的	区分		*	(Å		4	(Å		(参考)				(参考)					(参地)	:		
27777	4772平	加州		i I	だに今		E H	外厘		表層				端米					ı			
い. (/ 年. 父):十. [ 7 / 7 / 7   1 . 1 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 /	おお			<b>并</b>	<b>小国</b>		E	H H K		米華士				*					水			
)	項目	区分		趐	*			+	1 12	ĸ			眽	圏	極			1	里 :	R		

# 5 測定地点(令和5年度実施分)

測定地点については、図 $\Pi$ -5-1、図 $\Pi$ -5-2のとおり



図皿一5一1 空間放射線量率測定地点



図皿-5-2 環境試料採取地点

6 測定方法及び測定機器

表エー6-1 測定法及び測定機器

測定機器	NaI (T1) シンチレーション検出器 日立製作所製 MSR-R54-21034R1 (固定型モニタリングポスト)	蛍光ガラス線量計 (RPLD) 千代田テクノル製 ガラス線量計素子	ZnS (Ag)シンチレーション検出器 日立製作所製 MDR-RG52-21725 (固定型モニタリングポスト)	双イオン電極測定法電位差計 京都電子工業製 IFF-48 (固定型モニタリングポスト)	ICP 質量分析装置 パーキンエルマージャパン製 NexION 1000	α線スペクトロメトリー (委託分析により実施)	
分析方法	連続測定 放射能測定法シリーズ 「連続モニタによる環境 y線測定法」	連続測定 放射能測定法シリーズ 「蛍光ガラス線量計を用 いた環境ッ線測定法」	連続測定 放射線測定法シリーズ (全8 放射能測定法」、 JISZ4316「放射性ダスト モニタ」 (250L/みで3 時間集じ んし、3時間経過後、3時間額定)	連続測定 JISK0105「排ガス中のふ っ素化合物分析方法」 (イオン電極法・201/分 で3時間指集)	ICP 質量分析法 放射能測定法シリーズ 「ウラン分析法」	放射化学分析放射能測定法シリーズでランクを注。	「本がれなって、
調査項目	NaI 放射線量率 測定装置	積算線量計	放射性ダストモニタ	大気中フッ素化 合物自動計測装 置	水道水		<b>分</b> 素
調査	空間放射線量率	積算線量	浮遊じん放射能	米ペン	陸水	上壌 農産物	值彻
	空間は	<b>以</b>	大気		眠 狟	紅菜	

# コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(9箇所)

施設名	住所
大篠津公民館	米子市大篠津町1619-1
崎津公民館	米子市大崎1466-4
和田公民館	米子市和田町1829-1
富益公民館	米子市富益町788
彦名公民館	米子市彦名町2850-2
夜見公民館	米子市夜見町1679-11
河崎公民館	米子市河崎2620
加茂公民館	米子市両三柳3292
住吉公民館	米子市旗ヶ崎7丁目17-30

# ◎境港市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(17箇所)

境港市立渡小学校	境港市渡町901番地
境港市立外江小学校	境港市外江町2105番地
境港市立境小学校	境港市湊町27番地
境港市立上道小学校	境港市上道町3026番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町3117番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町432番地
旧献道小学校	境港市誠道町2062番地
境港市立第一中学校	境港市上道町1840番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町2438番地
境港市立第三中学校	境港市外江町1372番地
境港市渡公民館	境港市渡町1356番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町2062番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町3186番地
境港市余子公民館	境港市竹内町393番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町220番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町668番地

**放射線防護対策施設一覧** 速やかな避難が困難な方が一時的に屋内退避できる施設(気密性の確保、放射性物質の影響緩和 (外気の放射性物質除去等)等の対策を実施)

施 散 名	電話番号
社会福祉法人恩賜財団 鳥取県済生会境港総合病院 (境港市米川町44番地)	0859-42-3161
社会福祉法人しらゆり会「光洋の里」 (境港市渡町2480)	0859-45-5400
医療法人・社会福祉法人真誠会「弓浜ホスピタウン」(米子市大崎1511-1)	0859-48-2331
医療法人・社会福祉法人真誠会「介護老人保健施設ゆうとびあ」(米子市河崎581-3) 10859-24-5666	0859-24-5666

## 資料編 資料48

# 原子力防災講演会の開催状況(令和3年度以前)

一下講演
展)※リモ
(令和3年度)
<b>第12</b> 回

由申	令和3年6月26日(土)13:30~15:00	6 月 Z7 日(日)13:30 ~ 15:00
会場	米子市立図書館多目的研修室	境港市保険相談センター講堂
参加者	県民等約 26 名	県民等約7名
内容	放射線被ばくと健康影響	
講師	長崎大学医学部 原発後障害医療研究所	教授 高村 昇 氏
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:配	西部町村

# 第11回(令和2年度)※リモート講演

由 申	令和2年9月5日(土)13:30~15:00	9 $\exists$ 6 $\exists$ ( $\exists$ ) 10:30 $\sim$ 12:00
会場	境港市保健相談センター講堂	米子市福祉保健相談センター会議室
参加者	<b>県民等約 10 名</b>	<b>県民等 約 19 名</b>
内容	目に見えない放射線について考えてみましょう	しょう
講師	東京都市大学工学部 原子力研究所 客員	員准教授 岡田 往子氏
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:配	西部町村

## 第10回 (令和元年度)

由日	:   令和元年7月6日(土)13:30~15:50	$7 \text{ B } 7 \text{ B (B)10:30} \sim 13:50$
公場	, 関策本の保証をはいます。 関係 はいき はんりょう はんしょく しんしょく しんしょく しんしょく しんしょく はんしょく はんしょく しんしょく しんしん しんしん	米子市立図書館 多目的研修室
参加者	-   県民等約 43 名	県民等 約 44 名
内容	放射線の人体への影響」	~原子力災害時における住民の対応~
講師	横浜薬科大学健康薬学科/放射線科学研究室	究室 教授 加藤 真介氏
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市、後援:	西部町村

## 第9回 (平成30年度)

日 時	平成 30 年 7 月 8 日 (日)10:30 ~ 12:10
会場	境港市保健相談センター講堂 ※米子会場は大雨警報発令等のため中止
参加者	県民等約 85 名
内容	原子力災害時の対応方法
講 師	東京大学特任専門職員 飯塚 裕幸氏
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村

## 第8回 (平成29年度)

r r	一	06:11 ~ 00:01(H)H &I F(a
会 場	米子市役所本庁舎 4階 401 会議室	境港市保健相談センター講堂
参加者	県民等約 50 名	<b>県民等 約 50 名</b>
内 容	放射線と私たちの健康~長崎大学川内村復興推進拠点での活動~	复興推進拠点での活動~
講師	長崎大学原爆後障害医療研究所助教 折田	真紀子氏
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:配	西部町村

### 第7回 (平成28年度)

由田	平成 28 年6月9日(日)13:30~15:30
会場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室
参加者	県民等約 120 名
内容	放射線被ばくによる人体への影響とその防護
講師	弘前大学被ばく医療総合研究所教授 床次 眞司氏
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村

## 第6回 (平成27年度)

田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	士	平成 27 年5月 16 日(土)13:30 ~ 15:30
邻	滑	夢みなとタワー夢みなとシアター
参加者	Mr.	県民等約 140 名
内	徐	放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響
講角	師	長崎大学原爆後障害医療研究所教授 高村 昇氏
実施体制	=	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村

## 第5回 (平成26年度)

相 日	平成 26 年4月 19 日(土)13:30 ~ 15:30
会 場	米子コンベンションセンター小ホール
参加者	県民等約 110 名
内容	放射線の基礎とリスクの考え方
講師	広島大学大学院工学研究院教授 遠藤 暁氏(県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村

## **第4回 (平成25年度)** ※国民保護講座として開催 時 平成 26 年1月 26 日(日)13:30 ~ 15:10

## 第3回(平成25年度)

平成 $25 \pm 8$ 月 $18 \pm (\pm)10:00 \sim 12:00$	境港市文化ホール	   県民等約 180 名	放射線からまもる一被ばくと健康リスクを考える	大分県立看護科学大学教授 甲斐 倫明氏 (県原子力防災専門家委員)	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村
型工	会 場	参加者	内容	講師	実施体制

## **第2回 (平成24年度)** ※国民保護講座として開催 日 時 平成25年2月17日(日)10:00 ~12:00

# 第1回(平成23年度)※国民保護講座として開催

	吹させ + 1.7 14 H (上.) 10.50 子市福祉保健総合センター 民等定員:300 名 7 + ※(** 年に、シントマザビ
M	原ナカ次書時によりる彼はく医療 (独) 放射線医学総合研究所特別上席研究員 山田 裕司氏 主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部

# 放射線研修会(講演会)の開催状況(令和3年度以前)

※実施体制は、主催:鳥取県 共催:東部・中部地域の市町

# 今和3年度開催内容 ※オンデマンド配信

参加者	県民、市町・県職員等
内容	放射線被ばくと健康影響(放射線科医の立場から)
講 師	鳥取大学附属病院放射線診療科群 教授 吉田 賢史 氏

#### 4年0年 中間第十段

時   令和2年10月12日(月)13:30~15:30
朝町総合文化ホール 大会議室
消防・市町・県職員等約43名
原子力災害時における緊急時対応
原子力研究所

#### 令和元年度開催內容

由	令和元年8月23日(金)10:30~12:10	令和元年8月22日(木)13:30~15:30
会場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加者	県民、市町・県職員等約56名	県民、市町・県職員等 33名
内容	原子力災害時の対応	
講師	国立研究開発法人量子科学技術研究開発	8構 医長 富永 隆子氏

## 平成30年度開催內容

ш	盐	平成30年8月1日(水)10:30 $\sim$ 12:10	平成30年7月31日(火)13:30~15:00
414	滑	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加	神	県民、市町・県職員等約28名	県民、市町・県職員等33名
内	徐	原子力災害時による影響とその教訓を考え、	とる (原子力災害時の対応方法)
華	曲	岡山大学医学部保健学研究科 教授 山岡	聖典氏

### 平成29年度開催內容

由 田	平成 29 年8月1日(火)10:00 ~ 11:45	平成 29 年7月 31 日(月)13:30 ~ 15:00
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	市町・県職員等約 20 名	市町・県職員等約 20 名
内容	福島第一原発事故の教訓を得て~今から学ぶ放射線と健康影	学ぶ放射線と健康影響~
蕭師	公益法人原子力安全研究協会 研究参	与 菊地 汤 氏

### 平成28年度開催內容

日 時	平成28年7月29日 (金) 9:30 $\sim$ 11:30	平成28年7月28日 (木) 13:30 ~15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参加者	市町・県職員等約 20 名	市町・県職員等約 20 名
内容	放射線の基礎知識と人体への影響	
講師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科	斗 准教授 林 慎一郎氏

### 平成27年度開催内容

会加者       情取県東部庁舎       エキパル倉吉         物本       市町・県職員等約30名       市町・県職員等約30名         内容       放射線の人体への影響         業師       福井大学附属国際原子力工学研究所数经安田仲宏氏	日 時	半成2/年8月5日 (水) 9:00 ~ 10:45	半成2/年8月4日 (火) 13:30 ~ 15:30
者       市町・県職員等約30名       市町・県職員等約30         容       放射線の人体への影響         師       福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田 仲宏氏	会場	鳥取県東部庁舎	ペル倉
容         放射線の人体への影響           師         福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田	加	県職員等約30	等約 30
師   福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田		放射線の人体への影響	
			安田

### 平成26年度開催内容

由田田	平成26年8月8日(金)10:00~12:00	平成26年8月7日(木) 13:30~15:30
分場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	東部地域の市町・県職員等約 50 名	中部地域の市町・県職員等約 30 名
内容	放射線の基礎知識 ~原子力災害に備える	~原子力災害に備えるために知っておきたいこと~
神	十四十少七人第十知由如 聯紅 直接 駁口口	₽ 1

### 平成25年度開催內容

Ш	時	平成25年8月9日(金)13:30~15:20	平成25年8月6日 (火) 13:30 ~ 15:30
<\h	響	鳥取県東部庁舎	倉吉市役所本庁舎
参加	1者	県民及び市町・県職員等約 50 名	市町・県職員等約 40 名
K	容	原子力災害に備えるために知っておき たいこと~	原子力災害に対する留意点
丰	ബ	広鳥国際大学准 <u>教</u> 榜 林 恒一郎氏	九州大学大学院教授 洛田 伸未氏

# 原子力防災専門研修の開催状況(令和3年度以降)

※実施体制は、主催:鳥取県 共催:米子市・境港市

	<b>令和3</b> €	令和3年度開催内容	
Ш	抽	令和3年11月17日(水)13:30~15:45	令和3年12月24日(金)13:30 ~ 15:45
4	型	国際ファミリープラザ2階ファミリー	国際ファミリープラザ2階ファミリー
H		ボード	サード
#	4 年	市町・県職員、防災関係機関職員、県	市町・県職員、防災関係機関職員、県
	中 景	民27名	民約 36 名
E	· 本	[演題]	[演題]
2		防災対策のフレームの基本と肝要	原子炉内の現象から原子力防災を学ぶ
丰	1 師	筑波大学 准教授 梅本 通孝氏	大阪大学 教授 北田 孝典氏

ш	盐	令和4年2月17日(木)13:30~15:45	令和4年3月18日(金)13:30~15:45
414	繒	国際ファミリープラザ 2 階ファミリー ホール	国際ファミリープラザ 2 階ファミリーホール
参加	加者	市町・県職員、防災関係機関職員、県 民21名	市町・県職員、防災関係機関職員、県 民 18名
-	〉	[演題] 放射性廃棄物処分と原子力発電所の廃 炉	[演題] 放射線の医・工学応用や福島での放射 線災害
丰	帥	京都大学 教授 佐々木 隆之氏	広島大学 教授 遠藤 暁氏

# **令和2年度開催内容** 時 | 令和2年6月30日(火)13:30 ~ 16:30

I	?	13.50 13.50 15.50
41	偺	鳥取県西部総合事務所 講堂
参力	加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民 44名
		[演題]
K	绞	原子力発電所の安全性とリスクについて
		~福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて~
離	帥	東京大学大学院工学系研究科 教授 山口 彰 氏

## 令和元年度開催内容

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
世工	令和元年12月16日(月)13:30 ~ 15:45
分場	鳥取県西部総合事務所 講堂
参加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民 約 100 名
	[演題]
ŧ	福島第一原発事故を教訓とした深層防護・リスク管理を含む安全への教訓
ψ 2	∼福島事故の原因、原子力発電所はどう安全対策を講じ、どのくらい安全なのか、事故は
	起こらないのか?~
押	東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻原子炉工学講座 教授 岡本 孝司氏
	(兼務:JAEA 廃炉国際共同研究センター センター長)

# 避難先及び避難経路確認訓練の実施状況(令和元年度以前)

## 令和元年度実施内容

由由	令和元年 11 月 24 日 (日) 9:00 ~ 18:00
公離	中浜地区ク日ヶ丘一丁目集会所、江仲町立総合体育館、岩美町中央公民館、町民体育館、   田後コミュニティセンターほか
参加者	境港市中浜地区タ日ヶ丘一丁目の住民18名
	・広域住民避難計画の説明
	・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修
内谷	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>
	・避難退城時検査会場
	<ul><li>・遊難先施設の確認</li></ul>
年   平   平	主催:境港市
米角子巨	共催:鳥取県、岩美町

#### 平成29·30年度

	時 平成30年3月	(住吉小学校、) 場 民館、成徳小 か	参加者 米子市住吉地	· 広域住民通	• 原子力災	<ul><li>流れの単</li></ul>	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>	• 避難退城時	<ul><li>・遊難先施設の確認</li></ul>	宝幣(米子市)   主催:米子市	!   共催:鳥取県、
米子市	平成 30 年3月10日(土)9:00~15:30	住吉小学校、東伯総合公園体育館や成徳公 民館、成徳小学校、さんさんプラザ <u>育</u> 古ほ か	米子市住吉地区の住民 34 名	<ul><li>・広域住民避難計画の説明</li></ul>	・原子力災害時の情報伝達及び避難の	7/11/	の確認	避難退城時檢査会場	安の確認	1C	<b>県、倉吉市</b>
境港市	平成30年4月8日(日)9:00~17:00	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンタ しほか	境港市誠道町の住民 20 名	・広域住民避難計画の説明	<ul><li>原子力災害時の情報伝達及び避難の流</li></ul>	れの矩衝	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>	<ul><li>避難退城時検査会場</li></ul>	<ul><li>・遊難先施設の確認</li></ul>	主催:境港市	共催:鳥取県、鳥取市

	米子市	境港市
由由	平成30年9月23日(目)10:00~16:00	平成30年9月2日(日)9:00~17:30
小融	富益公民館、東郷湖羽合臨海公園、名 和農業者トレーニングセンターほか	中浜公民館、伯耆町 B & G 海洋センター、八頭高校ほか
参加者	米子市富益地区西中自治会の住民 20 名	境港市中浜地区材ノ木町の住民 37 名
	<ul><li>・広域住民避難計画の説明</li></ul>	<ul><li>・広域住民避難計画の説明</li></ul>
	・原子力災害時の情報伝達及び避難の	・原子力災害時の情報伝達及び避難の流
ł	流れの    使	れの単衡
<b>中</b>	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>
	<ul><li>避難退城時檢查会場</li></ul>	<ul><li>避難退城時檢查会場</li></ul>
	<ul><li>・避難先施設の確認</li></ul>	<ul><li>・遊難先施設の確認</li></ul>
中华体制	主催:米子市	主催:境港市
大周子町	共催:鳥取県、湯梨浜町	共催:鳥取県、八頭町

#### 平成28年度

		境港市
由 日	平成 29 年 3 月 29 日 (水) 8:30 $\sim$ 17:00   平成 29 年 3 月 26 日 (日) 8:30 $\sim$ 17:00	平成 29 年 3 月 26 日 (日) 8:30 ~ 17:00
公影	和田公民館、名和農業者トレーニング センター、倉吉未来中心、倉吉交流プ ラザ、倉吉東中学校ほか	境港第2市民体育館、面影地区公民館、 倉田体育館ほか
参加者	米子市和田地区の住民 32 名	境港市米川町の住民12名
	・広域住民避難計画の説明	<ul><li>・広域住民避難計画の説明</li></ul>
	・原子力災害時の情報伝達及び避難の	<ul><li>原子力災害時の情報伝達及び避難の流</li></ul>
ł	消光の単衡	た の 単 徳
ф 2	<ul><li>・避難経路の確認</li></ul>	<ul><li>・避難経路の確認</li></ul>
	• 避難退城時檢查会場	<ul><li>避難退域時檢查会場</li></ul>
	<ul><li>・遊難先施設の確認</li></ul>	<ul><li>・避難先施設の確認</li></ul>
44/44	主催:米子市	主催:境港市
天旭不同	共催:鳥取県、倉吉市	共催:鳥取県、鳥取市

#### 平成27年度

	W 1 II	知色二
由田	平成 27 年9月30日 (水) 8:00~17:00	平成 28 年3月 13 日 (日) 8:30 ~ 17:30
	加茂公民館、名和農業者トレーニング	中浜公民館、名和農業者トレーニングセ
小湯	センター、東伯勤労者体育センター、	ンター、八東保健センター、丹比小学校
	北条体育館、農業大学校ほか	(まか)
参加者	米子市加茂地区の住民 18 名	境港市小篠津町の住民 26 名
	<ul><li>・広域住民避難計画の説明</li></ul>	<ul><li>・広域住民避難計画の説明</li></ul>
	・原子力災害時の情報伝達及び避難の	・原子力災害時の情報伝達及び避難の流
	流れの    使	た の 単 徳
\$ 2	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>	<ul><li>・遊難経路の確認</li></ul>
	<ul><li>・遊難退域時検査会場</li></ul>	<ul><li>遊難退城時檢查会場</li></ul>
	<ul><li>・避難先施設の確認</li></ul>	<ul><li>・遊難先施設の確認</li></ul>
	主催:米子市	<b>主催:境洙</b> 市
実施体制	共催:鳥取県、大田町、筝浦町、北宋	中保・自形画 八 暗叶
	町、三朝町、倉吉市	光ー・原及形、八項型

#### 「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成25年度	初めて作成(電子版)
平成26年度~	400 並 ※ 公 」 日日 /広 -
平成27年度	400部発行し、関係機関等へ配布。  
平成28年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
亚代00左连	ISSN (International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号)を取得。
平成29年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成30年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成31年度	550部発行し、関係機関等へ配布。
令和2年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和3年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
令和4年度	450部発行し、関係機関等へ配布。
令和5年度	450部発行し、関係機関等へ配布。

#### 発 行 令和6年3月

#### 発行者 鳥取県(危機管理部原子力安全対策課)

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電 話 : 0857-26-7973 ファクシミリ : 0857-26-8805

ホームへ゜ーシ゛ : https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/ E- mail : genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp